

(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区
土地区画整理事業

環境影響評価準備書
概要版

平成30年3月

埼 玉 県

目 次

序章	環境影響評価準備書作成までの経緯等	1
1	環境影響評価準備書について	1
2	準備書作成までの経緯	1
3	準備書作成の手順	2
第1章	対象事業の目的及び内容	3
1.1	事業者の氏名及び住所	3
1.2	対象事業の目的	3
1.3	対象事業の実施区域	3
1.4	対象事業の規模	6
1.5	対象事業の実施期間	6
1.6	土地利用計画	6
1.7	進出企業の業種	8
1.8	工程計画	8
第2章	環境影響評価項目	11
2.1	環境影響評価項目	11
2.2	評価項目を選定しない理由	13
第3章	現地調査の概要	15
第4章	予測及び評価の概要	19
4.1	大気質	19
4.2	騒音・低周波音	31
4.3	振動	38
4.4	悪臭	42
4.5	水質	43
4.6	水象	44
4.7	土壌	44
4.8	動物	45
4.9	植物	47
4.10	生態系	49
4.11	景観	51
4.12	自然とのふれあいの場	56
4.13	史跡・文化財	58
4.14	電波障害	59
4.15	廃棄物等	60
4.16	温室効果ガス等	64

第5章	事後調査の計画	69
5.1	事後調査項目の選定	69
5.2	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	72
5.3	事後調査を実施する主体	72

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1271号)

なお、本書に掲載した地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

本書に掲載した 1/5,000、1/10,000、1/12,000 及び 1/15,000 の地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものである。

序章 環境影響評価準備書作成までの経緯等

序章 環境影響評価準備書作成までの経緯等

1. 環境影響評価準備書について

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」（平成6年12月、埼玉県環境影響評価条例第61号）に基づき、平成29年6月1日付けで知事に提出した「（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」（以下、「計画書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえ、埼玉県環境影響評価条例に基づいた「（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）としてとりまとめたものである。

2. 準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯は、表1に示すとおりである。

表1 準備書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成29年6月1日	事業者→知事
関係地域の決定通知	平成29年6月5日	知事→事業者 【関係地域】 鶴ヶ島市、川越市、狭山市、坂戸市、日高市
調査計画書公告	平成29年6月6日	
調査計画書縦覧	平成29年6月6日 ～7月6日	埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山環境管理事務所 鶴ヶ島市都市計画課、川越市環境政策課 狭山市環境課、坂戸市環境政策課 日高市環境課
調査計画書に関する説明会	平成29年6月25日 平成29年6月29日 平成29年7月1日 平成29年7月2日 平成29年7月2日	鶴ヶ島市役所 狭山市柏原公民館 川越市川鶴市民センター 坂戸市入西地域交流センター 日高市役所
住民等の意見書提出期間	平成29年6月6日 ～7月20日	意見書：2通
技術審議会第1回小委員会	平成29年6月14日	
技術審議会第2回小委員会	平成29年7月10日	
調査計画書についての知事意見受理	平成29年8月23日	知事→事業者
調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請	平成30年2月16日	事業者→知事
同申請承認	平成30年3月7日	知事→事業者

3. 準備書作成の手順

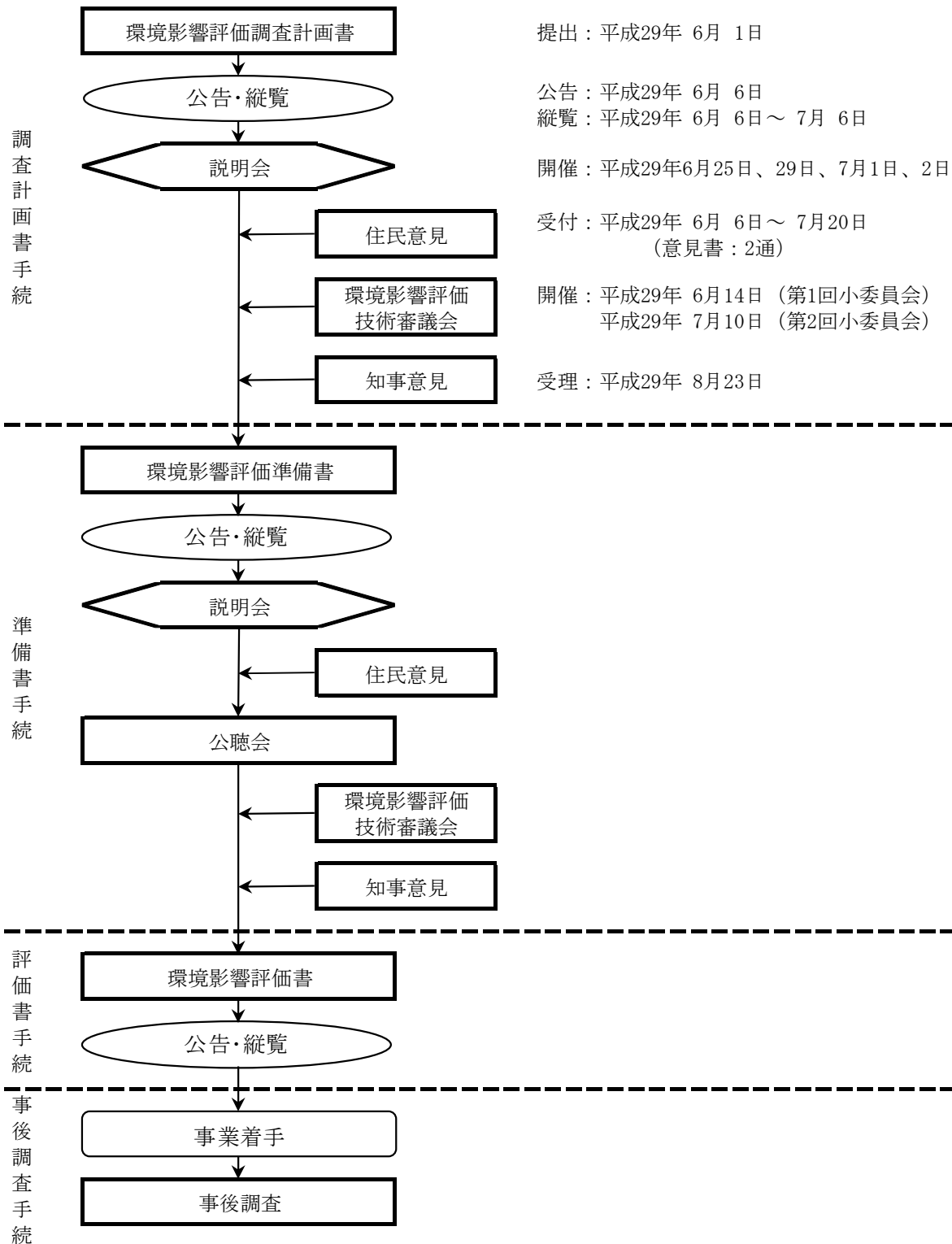


図1 環境影響評価の手続きの流れ

第 1 章 対象事業の目的及び内容

第1章 対象事業の目的及び内容

1.1 事業者の氏名及び住所

名 称	埼玉県
代表者の氏名	埼玉県知事 上田 清司
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

1.2 対象事業の目的

対象事業実施区域が所在する鶴ヶ島市は首都圏中央連絡自動車道と関越自動車道の結節点に位置し、2つのインターチェンジが立地するなど、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。

対象事業実施区域は圏央鶴ヶ島 IC 東側に隣接し、埼玉県農業大学校及び農林総合研究センター園芸研究所鶴ヶ島試験地（以下、「農業大学校」という。）が所在していた県有地である。（農業大学校は平成 27 年 4 月に熊谷市に移転。）

圏央鶴ヶ島 IC に隣接する貴重な土地であることから産業用地として活用するとともに、残された豊かな自然環境に配慮し、産業集積と緑地の保全が両立した土地活用を図っていく。

県では、成長が見込まれる先端産業分野の実用化、製品化、事業化を支援し、先端産業の育成・県内集積を目指す「先端産業創造プロジェクト」を展開しており、産業用地には研究開発機能等を有する事業者を誘致することとし、先端産業をはじめとする次世代産業の集積拠点の一つとして活用を図っていく。

1.3 対象事業の実施区域

対象事業実施区域は、鶴ヶ島市の南端部（大字太田ヶ谷地内）、圏央鶴ヶ島 IC 東側に位置している。対象事業実施区域は、北東に緩やかな傾斜はあるものの、ほぼ平坦な地形となっており、標高は 38.8m～45.1m と高低差約 6.3m である。土地利用は農業大学校跡地のため更地となっており、対象事業実施区域の外周及び対象事業実施区域の水路周辺にまとまった樹林地がある。

対象事業実施区域は、全域が都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域農用地区域外となっている。対象事業実施区域の流末は対象事業実施区域内の水路から大谷川雨水幹線に流入し、一級河川越辺川へ合流している。周囲には大きな河川はなく災害の少ない地域である。

対象事業実施区域周辺の道路状況は、北西側に首都圏中央連絡自動車道が通っている。また、対象事業実施区域北側の一部を横断するように都市計画道路川越鶴ヶ島線が計画されており、鶴ヶ島市が整備を進めている。さらに、対象事業実施区域南側には都市計画道路日高川越鶴ヶ島線が計画されている。

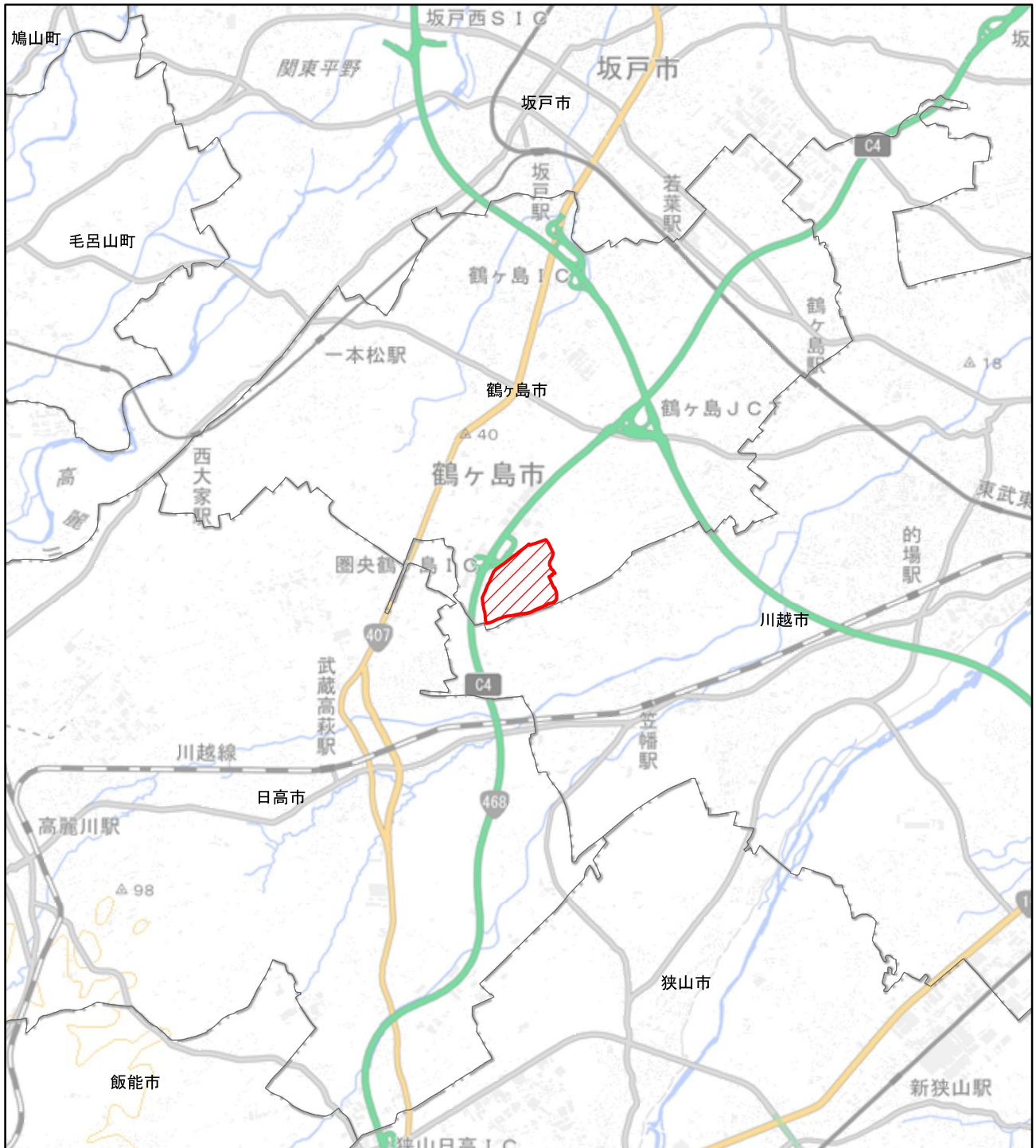



図1-1 調査対象範囲図

凡例

 対象事業実施区域

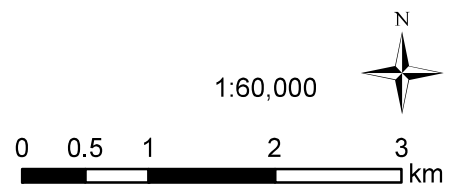





図1-2 計画地位置図

凡例

 対象事業実施区域

※対象事業実施区域である農業大学校跡地は建築物等の工作物は撤去され、現在更地となっている。

出典:「電子国土基本図(オルソ画像)」(国土地理院)

1:10,000



0 100 200 400 m

1.4 対象事業の規模

対象事業実施区域の規模は約 39.2ha である。

1.5 対象事業の実施期間

対象事業の実施期間は、表 1-1 のとおり予定している。

表 1-1 対象事業計画の実施期間

年 度	平成29年度				平成30年度				平成31年度				平成32年度			
環境影響評価	■															
造成工事									■							

1.6 土地利用計画

土地利用計画を、表 1-2 及び図 1-3 に示す。

土地利用については「圏央鶴ヶ島 IC 周辺地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書」を踏まえて、「緑豊かな地域の特性を活かし、保全、創出を行い、環境に配慮したバランスの取れた産業基盤整備」を基本として計画した。

緑地・公園は、対象事業実施区域中央にある既存の樹林地、遊水池、水路の保全を基本とし、周辺樹林地との連続性に留意している。また、地域住民との交流や関わりを踏まえて計画している。

道路は、対象事業実施区域の企業からの発生交通を安全かつ円滑に通行させるために、幹線道路を計画している。

表 1-2 土地利用計画

名 称		面積 (ha)	割合 (%)
産業用地	画地	19.89	50.79
	緩衝緑地	3.82	9.75
公共用地	公園（調整池を含む）	6.24	15.93
	緑地（遊水池、水路を含む）	6.69	17.08
	道路	2.52	6.44
事業区域		39.16	100.00

注) 割合は少数第 3 位を四捨五入したため、割合の合計は 100%にならない。

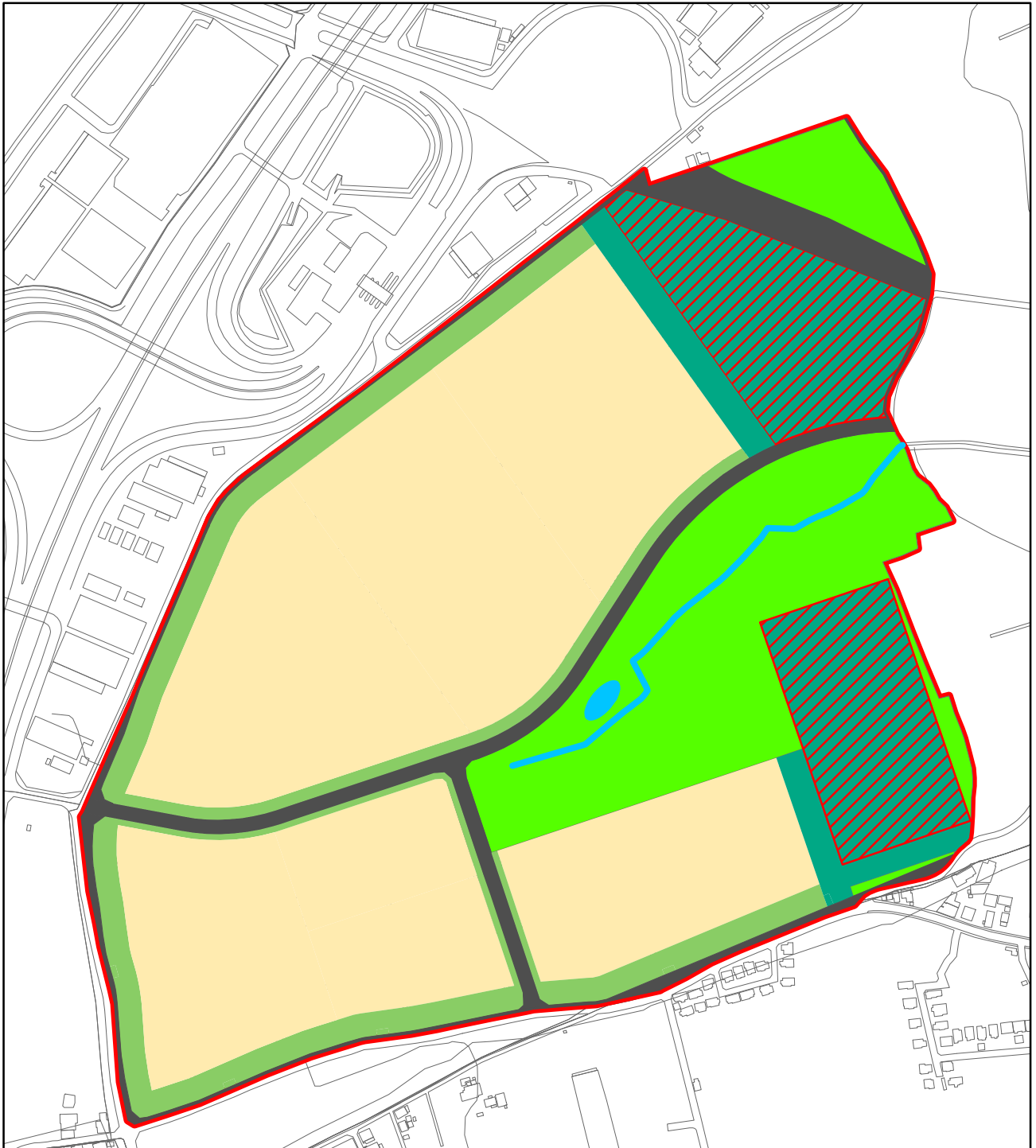


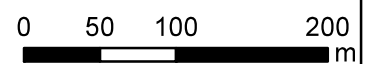
図1-3 土地利用計画図(案)

凡例

- 画地
- 緩衝緑地
- 公園 (調整池を含む)
- 緑地
- 遊水池
- 水路
- 道路

対象事業実施区域

1:5,000



1.7 進出企業の業種

現時点で予定している企業の業種を表 1-3 に示す。

表 1-3 想定する企業の業種

企 業
製造業、研究開発施設

1.8 工事計画

1) 工事工程

工事工程を表 1-4 に示す。

土地区画整理事業は平成 30 年度～平成 32 年度を予定している。

表 1-4 工事工程

年 度	平成29年度				平成30年度				平成31年度				平成32年度			
環境影響評価	■															
造成工事					■											
進出企業による 建築工事									■							

2) 工事の概略

現在、対象事業実施区域は概ね平坦な地形であり、周辺道路と同程度の高さである。造成計画は、一部の切土造成を除き、区域の排水処理及び降雨による災害防止等の点から、現況高より高くする。また、水辺環境の保護や既存樹林をできる限り保全する等、自然環境に配慮することとする。

なお、造成計画については以下の事項を考慮する。

- ・防災上、周辺の道路の高さより高くした土羽処理とし、極力構造物を要さない産業用地とする。なお、今後周辺道路との協議・調整を行いながら造成高さの設定を行う。
- ・既存樹林、水路等の保全を行うため、水路周辺は切盛造成をしない保全エリアとする。
- ・雨水は、対象事業実施区域に適当な造成勾配を設け、雨水排水施設、調整池を經由し、既存水路に排水する。また、可能な限り浸透施設の整備を行い、地下水への涵養にも配慮する。

3) 資材運搬等の車両運行計画

(1) 資材運搬等の車両の主要な走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、対象事業実施区域の西側の鶴ヶ島市道 320 号線及び南側の鶴ヶ島市道 304 号線及び川越市道 77 号線等を利用する計画である。

(2) 資材運搬等の車両台数

資材運搬等の車両の発生台数が最大となるのは、工事開始 7 ヶ月目であり、この時期の車両台数は、355 台/月/片道を計画している。なお、資材運搬等の車両の走行時間帯は、原則として 8 時～17 時（12 時台は除く）の 8 時間とする計画である。

工事期間中の資材運搬等の車両の台数に関する詳細については、資料編に示すとおりである。

4) 建設機械の稼働計画

建設機械の稼働は、平成 30 年 8 月より造成工事から開始する計画である。工事開始 2 ヶ月目（平成 30 年 9 月）は準備工、土工事、調整池・排水工事等が重複する時期であり、稼働台数は 340 台/月と最大となる。工事開始 6 ヶ月の平成 31 年 1 月からは進出企業の建築工事が開始の予定である。造成工事と建築工事が重なる工事開始 8 ヶ月には稼働台数は 260 台/月となる予定である。なお、建設機械の稼働時間帯は、原則として 8 時～17 時（12 時台を除く）までの 8 時間とする計画である。

工事期間中の建設機械の稼働計画に関する詳細については資料編に示すとおりである。

5) 造成工事

(1) 造成計画

本事業の造成に伴い生じる土工量を表 1-5 に示す。なお、対象事業実施区域外からの土砂の搬入はない計画である。

表 1-5 造成土工量

項目	土量 (m ³)
切土	約 108,000
盛土	約 108,000

6) 防災計画

工事中の雨水排水の調整は仮設沈砂池を整備することで対応する計画であり、工事中に降った降雨は、既存水路及び仮設水路により本設調整池又は仮設沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する計画である。工事実施にあたっては、速やかに転圧等を進め、降雨による土砂流出を防止する。

また、工事中には区域への第三者の立入りを防止する仮囲い、看板等を設けるとともに、工事関係者の安全教育を徹底し、災害の未然防止に努める計画である。

第 2 章 環境影響評估項目

第 2 章 環境影響評価項目

2.1 環境影響評価項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 12 月 17 日埼玉県告示第 1588 号）（以下、「技術指針」という。）に示す「工業団地の造成」及び「研究所用地の造成」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 2-1 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 16 項目を選定した。

表 2-1 環境影響評価の項目の選定

事業の種類		工業団地、研究所施設										
影響要因の区分		工事					存在・供用					
調査・予測・評価の項目	環境影響要因	建設稼働の稼働機械の	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生			
							工業団地	研究施設	工業団地	研究施設		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○		○	○	
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						○				
		浮遊粒子状物質	◎	◎				○			○	
		炭化水素									○	
		粉じん（降下ばいじん）	○	○	○							
	大気質に係る有害物質等						○	△				
	騒音・低周波音	騒音	○	○				○	△		○	○
		低周波音						○				
	振動	振動	○	○				○	△		○	○
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度						○	△			
		特定悪臭物質							△			
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					⊖	⊖			
			浮遊物質量			○						
			窒素及び燐						⊖			
			水温									
			水素イオン濃度			◎						
			溶存酸素量									
			その他の生活環境項目									
		健康項目等						⊖	△			
		底質	強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
	底質に係る有害物質等							⊖	△			
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							⊖	△		
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○					
		地下水の水位及び水脈					△					
温泉及び鉱泉												
堤防、水門、ダム等の施設												
土壌	土壌に係る有害項目			◎			⊖	△				
地盤	地盤沈下					△						
	土地の安定性			⊖	⊖							
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				⊖							
	表土の状況及び生産性					⊖						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○						
	植物	保全すべき種			○	○						
		植生及び保全すべき群落			○	○						
緑の量					△							
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○							
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				○	○					
		眺望景観				○						
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		○	○	△		◎	◎	
	史跡・文化財	指定文化財等					⊖					
		埋蔵文化財					○					
日照障害	日影の状況					⊖						
電波障害	電波受信状況					○						
風害	局所的な風の発生状況											
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	○				
		残土			⊖							
	雨水及び処理水						○	○				
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○			○	○	○	○		
	オゾン層破壊物質						△					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△	△	△							

注) ○：標準的に選定する項目
 △：事業特性、地域特性により選定する項目
 ◎：標準外項目であるが事業特性、地域特性を考慮して選定する項目
 ⊖：標準的に選定する項目であるが、現時点で不要と考えられる項目
 △：事業特性、地域特性から判断して選定しない項目

2.2 評価項目を選定しない理由

環境影響評価項目を選定しない理由を表 2-2 に示す。

表 2-2 (1) 環境影響評価項目を選定しない理由 (1/2)

調査・予測・評価の項目		時期	選定しない理由
水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
	窒素及び燐	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
	健康項目等	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
底質	底質に係る有害物質等	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	供用時	汚水排水については、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、供用時の雨水排水については、水質汚濁の原因となる物質等の混入を防ぐ等の適切な管理を行い、雨水溝より調整池へ排出し、放流先の排水路に放流することから、環境影響評価項目として選定しない。
土壌	土壌に係る有害項目	供用時	供用時における土壌汚染は、有害物質等の不適切な保管や事故等による漏洩が原因であるため、適切な管理状態においては有害物質を含む排水等が地下浸透することはないことから、環境影響評価項目として選定しない。 なお、対象事業実施区域内では土壌汚染対策法第 3 条及び 4 条に規定する調査を実施しており、汚染された土壌は確認されていない。
地盤	地盤沈下	供用時	対象事業実施区域及びその周辺は平坦な地形であり、地下水取水制限によって大きな地盤沈下が確認されていない。また、造成も主にほぼ低盛土で行うことから、環境影響評価項目として選定しない。

表 2-2(2) 環境影響評価項目を選定しない理由 (2/2)

調査・予測・評価の項目		時期	選定しない理由
地象	土地の安定性	工事中 供用時	対象事業実施区域は平坦な地形であり、主としてほぼ低盛土による造成を行う。また、安定計算を必要とするような長大な法面は出現しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	地形及び地質 (重要な地形及び地質を含む。)	供用時	対象事業実施区域内には学術上重要な地形・地質は存在しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
	表土の状況及び生産性	供用時	対象事業実施区域は旧農業大学校等であり、一部耕作地の表土が分布しているものの、一部樹林を除きほぼ低盛土とすることから、環境影響評価項目として選定しない。
植物	緑の量	供用時	対象事業実施区域及びその周辺の主な土地利用は、工場、大型店舗及び耕作地等であり、都市的土地利用ではないことから、環境影響評価項目として選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	供用時	対象事業実施区域内に指定文化財等が分布しないこと、周辺に分布する指定文化財の保存・活用に支障を及ぼす間接的影響も想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
日照阻害	日影の影響	供用時	保全対象である住居は対象事業実施区域南側に立地しているため、日影による影響は極めて小さいと考えられる。また、同様に耕作地が東側に存在するが、土地利用計画では東側には公園等の緑地が100m以上の幅で計画されていることから日影による影響は極めて小さいと考えられる。このことから、環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物等	残土	工事中	造成等の工事により、残土の発生がないことから、環境影響評価項目として選定しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	供用時	オゾン層破壊物質は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律等の関係法規により、その製造及び使用が規制され、管理されていることから、環境影響評価項目として選定しない。なお、入居企業においてオゾン層破壊物質の製造・使用はないと考えられる。
放射線	放射線の量	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴い放射線等を使用することはない。また、対象事業実施区域周辺の空間線量に問題がないことから、環境影響評価項目として選定しない。

第3章 現地調査の概要

第3章 現地調査の概要

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を行った大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、植物、景観、自然とのふれあいの場、電波障害の調査実施状況は表 3-1、調査実施時期は表 3-2、現地調査位置は図 3-1 に示す。

表 3-1 調査の実施状況

環境影響評価項目		現地調査項目	現地調査頻度等	調査地域及び地点
大気質	大気質	窒素酸化物及び二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素、微小粒子状物質	4 季(各 7 日間)	3 地点 (一般環境、沿道環境)
		粉じん(降下ばいじん)	4 季(各 30 日間)	
		大気質に係る有害物質等(ベンゼン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン)	4 季(各 24 時間)	
		気象(風向・風速、気温・湿度)	4 季(各 7 日間)	
騒音・低周波音	騒音・低周波音	環境騒音、低周波音	2 回(2 季、平日 24 時間)	2 地点
		道路交通騒音、低周波音、交通量(自動車交通量、車速)	4 回(2 季、平日・休日各 24 時間)	2 地点
振動	振動	環境振動	2 回(2 季、平日 24 時間)	2 地点
		道路交通振動	4 回(2 季、平日・休日各 24 時間)	2 地点
		地盤卓越振動数	1 回/地点	2 地点
悪臭	悪臭	特定悪臭物質(22 項目) 臭気濃度測定	2 回(2 季)	2 地点
水質	水質	水素イオン濃度、浮遊物質、河川流量	3 回(平常時:2 季、降雨時:1 回)	2 地点
		土壌沈降試験	1 回	3 地点
水象	河川等の流量、流速及び水位	流量、流速、水位	3 回(平常時:2 季、降雨時:1 回)	2 地点
土壌	土壌に係る有害項目	ダイオキシン類	1 回	3 地点
動物	保全すべき種	哺乳類	4 季×2 日	対象事業実施区域及び周辺(200m) 猛禽類のみ 対象事業実施区域から 1.5km の範囲
		鳥類	4 季×2 日	
		猛禽類(定点調査)	7 回×2 日	
		猛禽類(営巣地調査)	2 回×1 日	
		両生類、爬虫類	4 季×2 日	
		昆虫類	4 季×2 日	
植物	保全すべき種 植生及び保全すべき群落	植物相	3 季×2 日	対象事業実施区域及び周辺(200m)
		植生	3 季×1~2 日	
景観	景観資源	景観資源の状況	4 回	対象事業実施区域及び周辺(1km)
	眺望景観	主要な眺望景観 主要な眺望地点の状況	4 回	2 地点
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等、自然とのふれあいの場の利用状況、自然とのふれあいの場への交通手段の状況	4 回	1 地点
電波障害	電波受信状況	電波状況の現地測定 受信実態調査、再予測検討	1 回	対象事業実施区域周辺の 20 地点

表 3-2 現地調査の実施時期

環境影響評価項目		現地調査項目	平成29年										平成30年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
大気質	大気質	窒素酸化物及び二酸化窒素、 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、 炭化水素、微小粒子状物質		24-30		20-26				19-25			10-16		
		粉じん（降下ばいじん）		5/5-6/6		7/3-8/2				10/2-11/1			1/9-2/8		
		大気質に係る有害物質等 （ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン）		25		20				19			11		
		気象（風向・風速、気温・湿度）		24-30		20-26				19-25			10-16		
騒音・ 低周波音	騒音・低周波音	環境騒音、低周波音			平29-30 休2-3							休3-4, 平5-6			
		道路交通騒音、低周波音、 交通量（自動車交通量、車速）			平29-30 休2-3							休3-4, 平5-6			
振動	振動	環境振動			平29-30 休2-3							休3-4, 平5-6			
		道路交通振動			平29-30 休2-3							休3-4, 平5-6			
		地盤卓越振動数			平29-30										
悪臭	悪臭	特定悪臭物質（22項目）、 臭気濃度測定				24						11			
水質	水質	水素イオン濃度、 浮遊物質、 河川流量					平10, 雨16			平31					
		土壌沈降試験								31					
水象	河川等の流量、流速 及び水位	流量、流速、水位					平10, 雨16			平31					
土壌	土壌に係る有害項目	ダイオキシン類				24									
動物	保全すべき種	哺乳類		23-24		13-14				12-13			18-19		
		鳥類		5,6		6/30-7/1				5-6			9-10		
		猛禽類（定点調査）		3-4	3-4	6-7	10-11						27-28	16-17	5-6
		猛禽類（営巣地調査）			30									5	
		両生類、爬虫類		26	23-24		13-14				12-13			2	
		昆虫類		11-12	12-13		20-21				10-11				
		魚類、底生生物			29		20-21				9-10			9-10	
植物	保全すべき種	植物相		1-2 30-31		7/31-8/1				24-25					
	植生及び保全すべき 群落	植生		30-31			17			30					
景観	景観資源	景観資源の状況			6			27		14		20			
	眺望景観	主要な眺望景観、 主要な眺望地点の状況			6			27		14		20			
自然との ふれあいの 場	自然とのふれあいの 場	自然とのふれあいの場の資源状況、 周辺環境の状況等、利用状況、 交通手段の状況		28				27		1		20			
電波障害	電波受信状況	電波状況の現地測定、受信実態調査、 再予測検討									16-20				

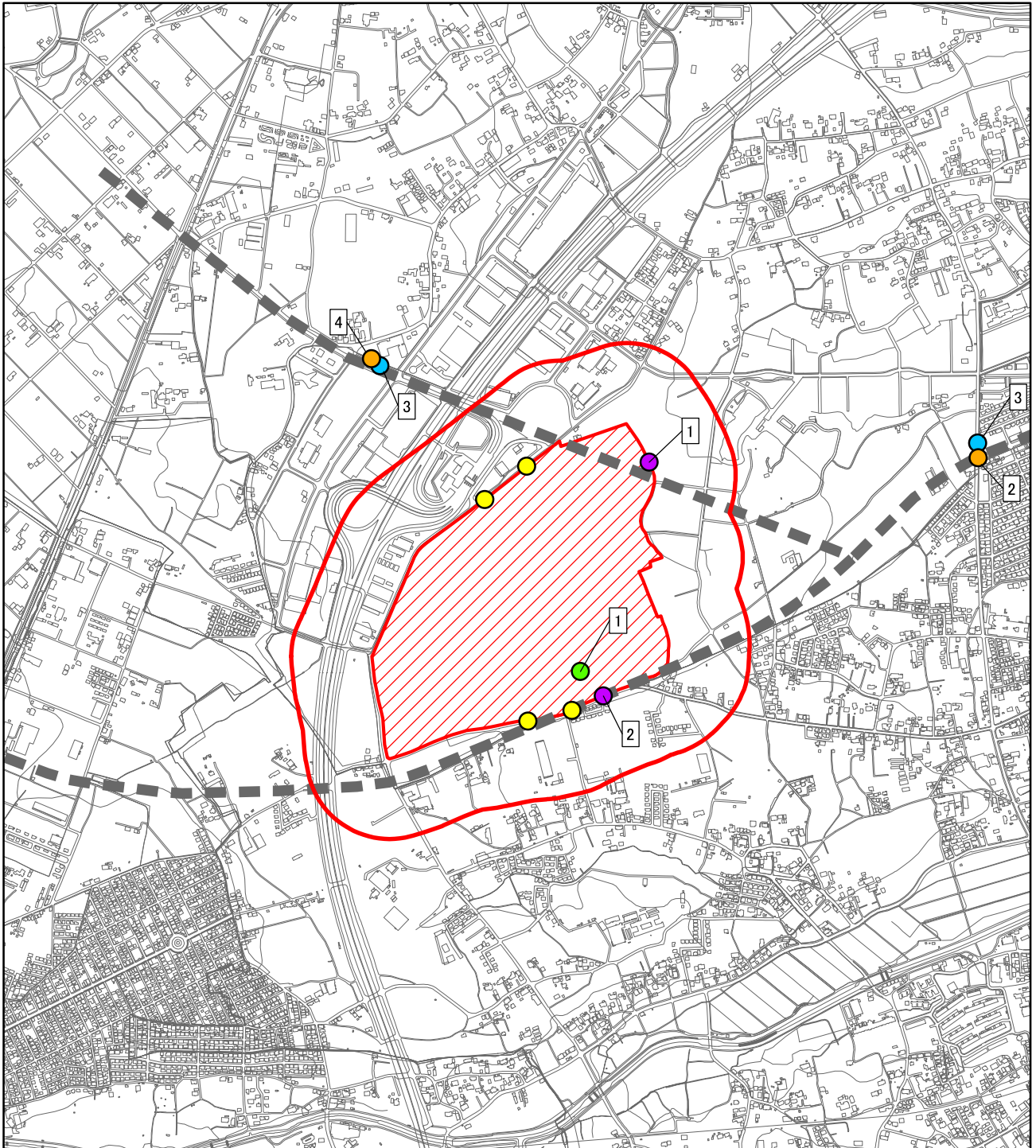


図3-1(1) 現地調査位置図(その1)

凡例

大気質

- 一般環境大気質調査地点
- 道路沿道大気質調査地点

騒音・低周波音、振動

- 一般環境騒音・低周波音、振動調査地点
- 道路交通騒音・低周波音、振動調査地点

動物、植物、生態系

- 動物、植物、生態系調査範囲
(対象事業実施区域から200mの範囲)

悪臭

- 悪臭調査地点

▨ 対象事業実施区域

--- 都市計画道路

1:15,000



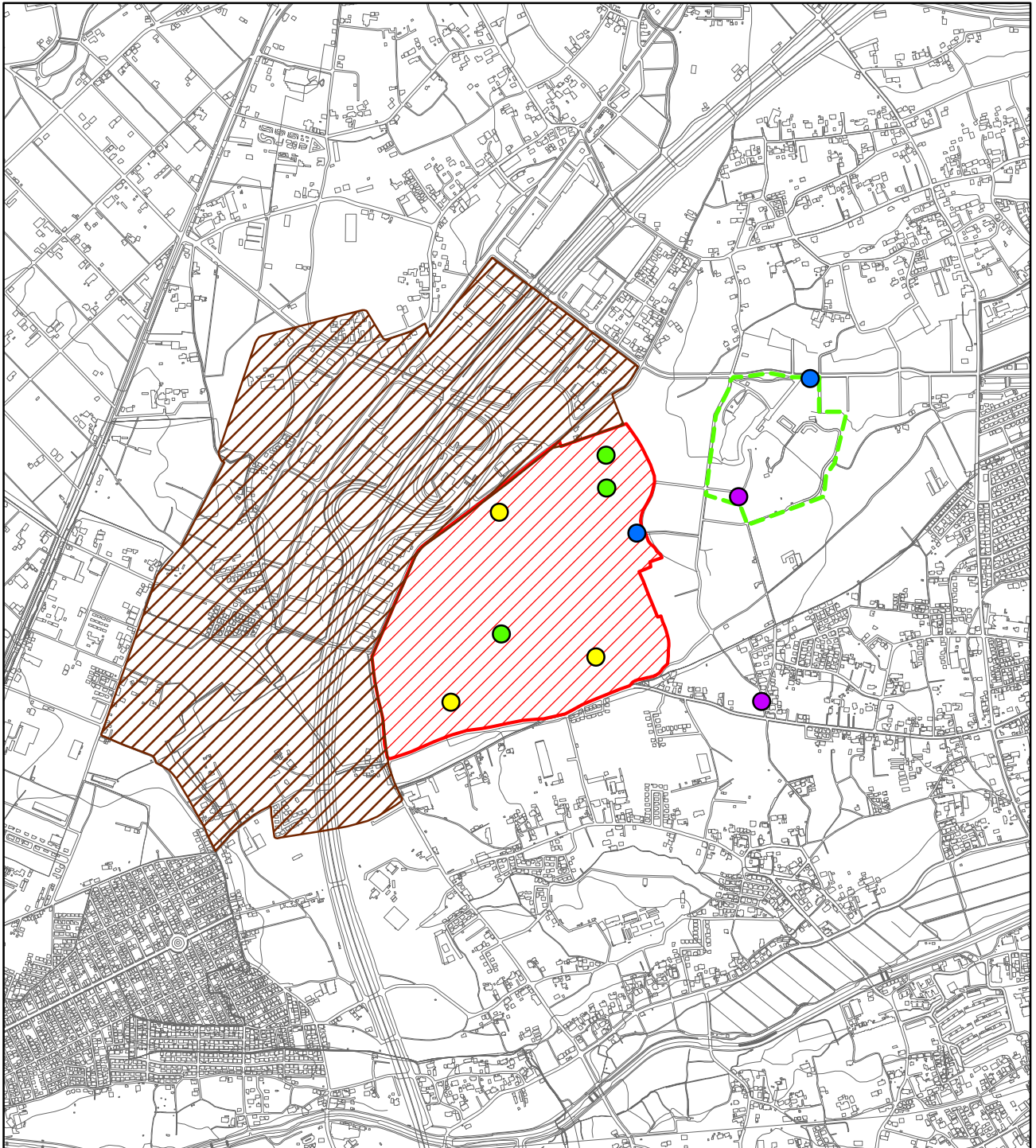


図3-1(2) 現地調査位置図(その2)

凡例

水質、水象

● 水質、水象調査地点

● 土壌採取地点

土壌

● 土壌調査地点

景観

● 景観調査地点

自然とのふれあいの場

■ 自然とのふれあいの場調査地点

電波障害

■ 受信実態調査範囲

■ 対象事業実施区域

1:15,000



0 100 200 400 600 m

第4章 予測及び評価の概要

第4章 予測及び評価の概要

4.1 大気質

1) 建設機械の稼働

【回避・低減の観点】

予測の結果、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出により、周辺環境への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質の発生抑制に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.028ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.040mg/m³であり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-1 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の評価

項目	予測地点	将来予測濃度		整合を図るべき基準等
		年平均値	日平均値	
二酸化窒素 (ppm)	敷地東側	0.01465	0.028	0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
	敷地南側	0.01498	0.028	
	敷地西側	0.01454	0.028	
	敷地北側	0.01458	0.028	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	敷地東側	0.01615	0.040	0.10mg/m ³ 以下
	敷地南側	0.01621	0.040	
	敷地西側	0.01613	0.040	
	敷地北側	0.01614	0.040	

注) 日平均値：二酸化窒素は日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値を示す。

【環境保全措置】

- ・ 建設機械については、可能な限り環境配慮型の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・ 建設機械のアイドルングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

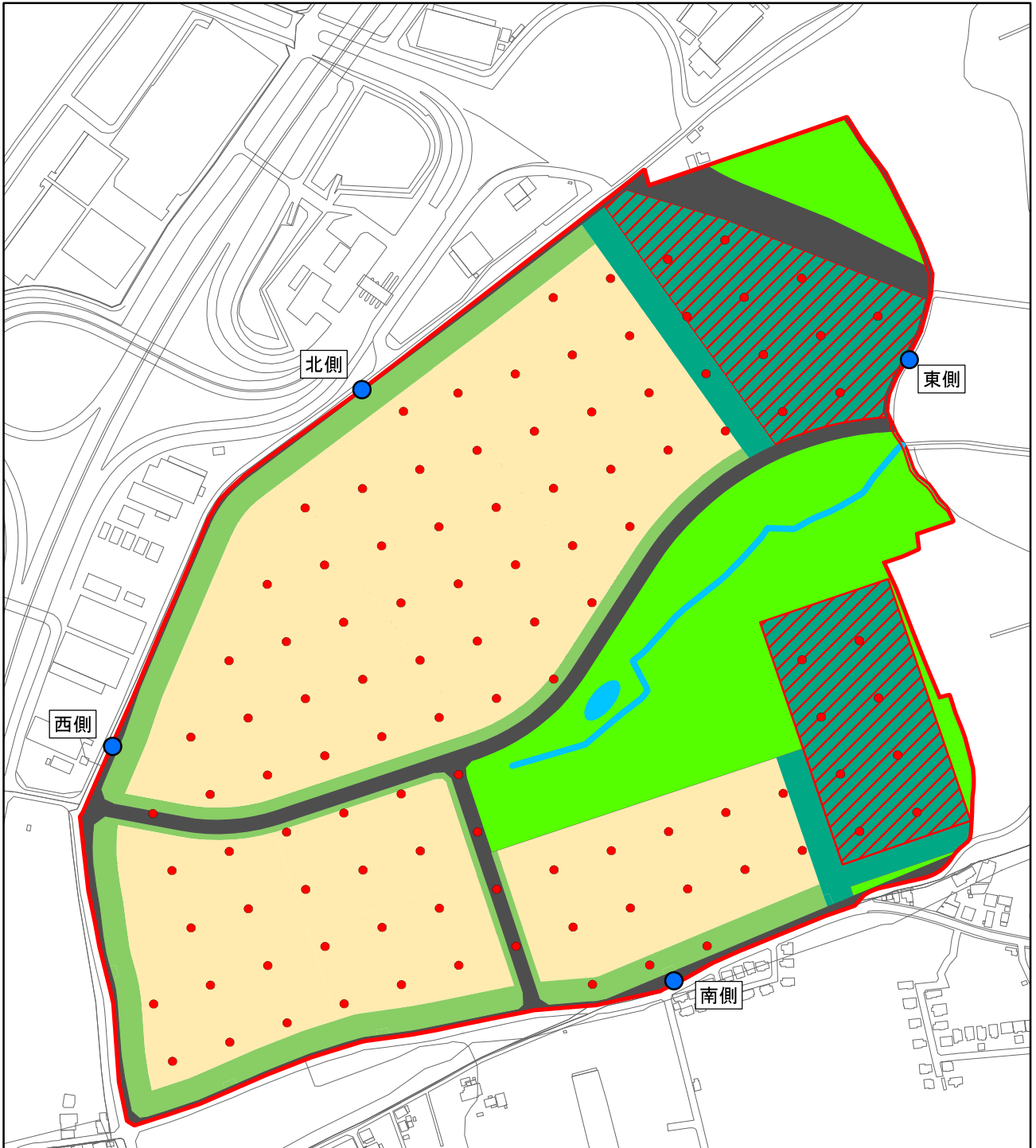


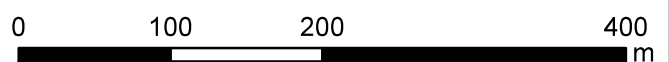
図4-1 建設機械の稼働に伴う大気質予測地点及び排出源位置図

凡例

- 排出源の位置
- 予測地点
- 画地
- 緩衝緑地
- 公園 (調整池を含む)
- 緑地 (遊水池、水路を含む)
- 道路

対象事業実施区域

1:5,000



2) 資材運搬等の車両の走行

【回避・低減の観点】

予測の結果、資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染物質の排出により、道路沿道への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質等の発生抑制に努める。

したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

(1) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.029ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は 0.038mg/m³ であり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-2 資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の評価

項目	将来予測濃度 (ppm)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値	
No.2	0.015684	0.029	0.04ppm~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
No.3	0.015615	0.029	

注) 日平均値は、日平均値の年間 98%値を示す。

表 4-3 資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価

項目	将来予測濃度 (mg/m ³)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値	
No.2	0.015087	0.038	0.10mg/m ³ 以下
No.3	0.015084	0.038	

注) 日平均値は、日平均値の 2%除外値を示す。

(2) 粉じん（降下ばいじん）の飛散の状況

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることで、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じん（降下ばいじん）の飛散を実行可能な範囲内で低減が図られることから、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・資材運搬等の車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。
- ・資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用するように努める。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。
- ・土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆する。

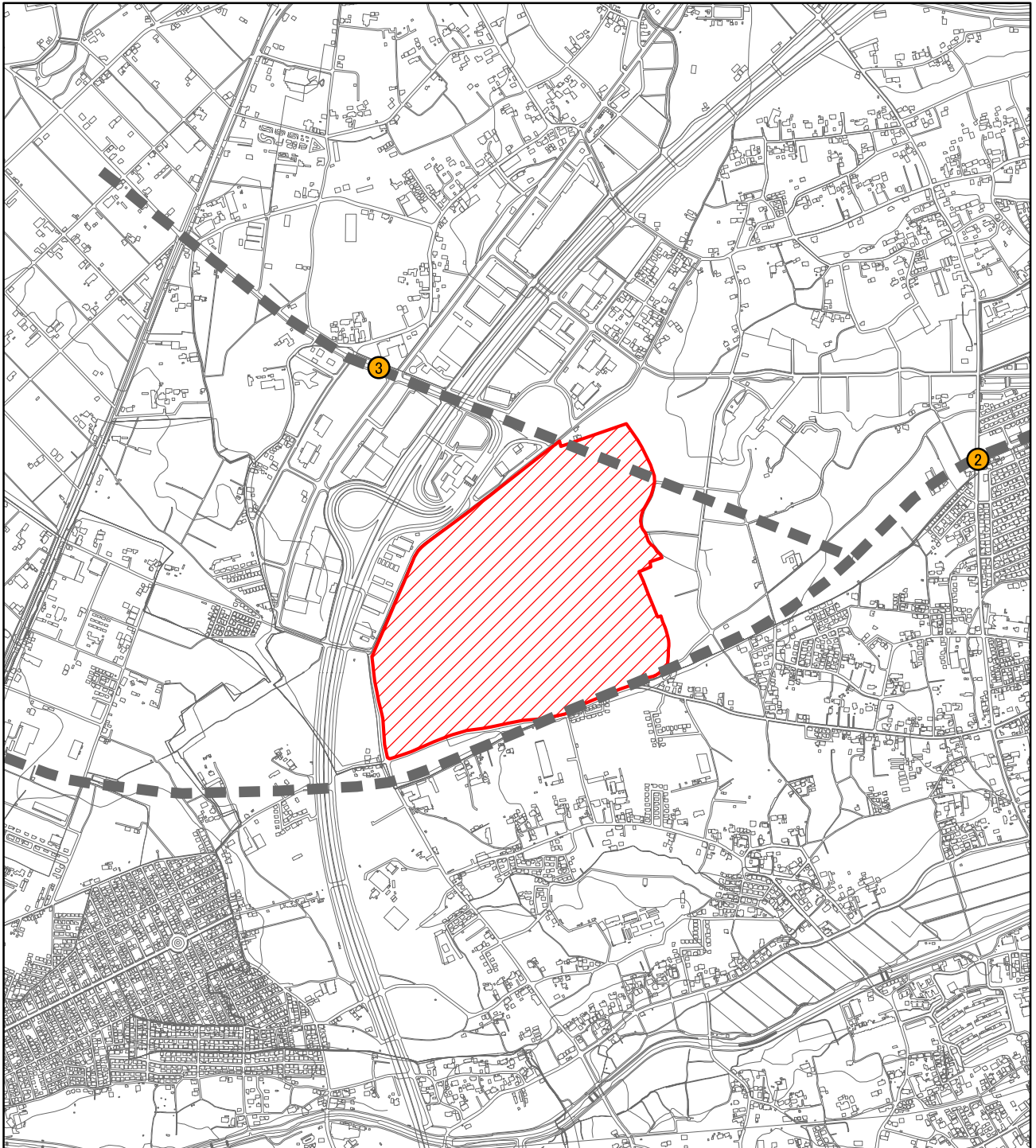



図4-2 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質予測地点位置図

凡例

- 予測地点
- 都市計画道路

 対象事業実施区域

1:15,000



0 100 200 400 600 m

3) 造成等の工事

【回避・低減の観点】

予測の結果、造成等の工事に伴う粉じん（降下ばいじん）の飛散により、周辺環境への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、粉じん（降下ばいじん）の飛散防止に努める。

したがって、造成等の工事に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

造成等の工事に伴う粉じん（降下ばいじん）量は、四季を通じて1.51t/km²/月～3.44t/km²/月の範囲内であり、整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、造成等の工事に伴う大気質（粉じん（降下ばいじん））の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-4 造成等の工事に伴う粉じん（降下ばいじん）量の評価

予測地点	ユニット等	粉じん（降下ばいじん） (t/km ² /月)				整合を図るべき基準等
		春季	夏季	秋季	冬季	
敷地東側	土砂掘削	1.49	1.87	1.98	2.53	10t/km ² /月以下
	資材運搬等の車両の走行	0.02	0.02	0.03	0.04	
	合 計	1.51	1.89	2.01	2.57	
敷地南側	土砂掘削	0.53	0.57	0.34	0.30	
	盛 土	2.00	2.00	2.00	2.00	
	資材運搬等の車両の走行	0.04	0.04	0.05	0.04	
	合 計	2.57	2.61	2.39	2.34	
敷地西側	土砂掘削	1.21	1.36	1.16	0.96	
	盛 土	2.00	2.00	2.00	2.00	
	資材運搬等の車両の走行	0.07	0.08	0.05	0.05	
	合 計	3.28	3.44	3.21	3.01	
敷地北側	土砂掘削	0.07	0.05	0.08	0.15	
	盛 土	2.00	2.00	2.00	2.00	
	資材運搬等の車両の走行	0.04	0.05	0.03	0.02	
	合 計	2.11	2.10	2.11	2.17	

【環境保全措置】

- ・造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行う。
- ・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。
- ・土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆する。
- ・造成箇所は速やかに転圧し、適宜散水をするなど、裸地からの粉じん（降下ばいじん）の飛散を防止する。

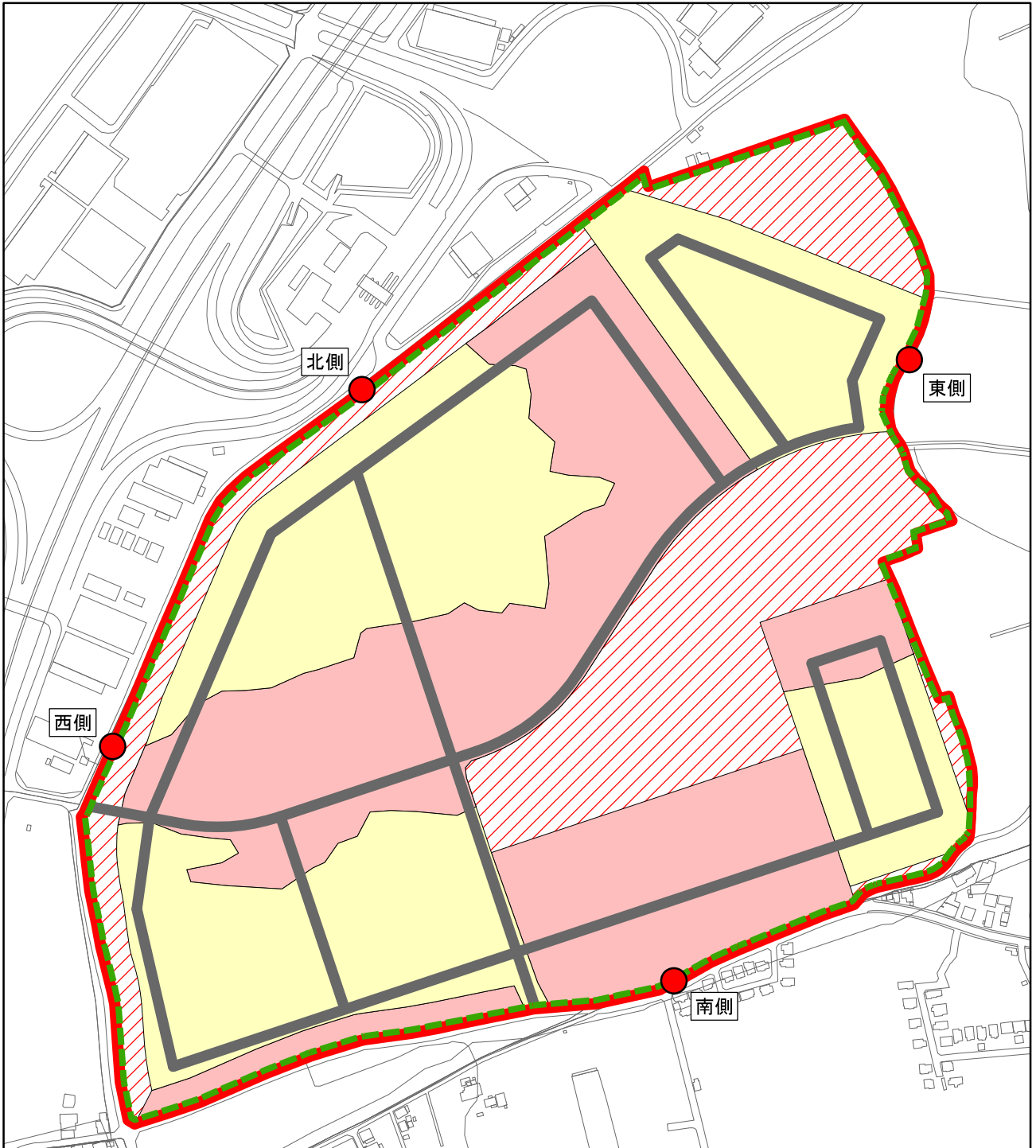
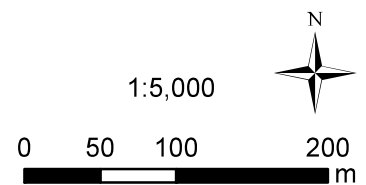


図4-3 造成等の工事に伴う粉じん(降下ばいじん)の予測地点及び発生源位置図

凡例

- 予測地点
- 仮囲い(3m)
- 車路(発生源)
- 盛土部(発生源)
- 切土部(発生源)

▨ 対象事業実施区域



4) 施設の稼働

※ダイオキシン類を含む有害物質については、地区計画の建築物等の用途の制限により、現時点でこれら有害物質を発生させる大規模な焼却施設を伴うような業種の進出は想定していないことから、予測対象外とした。

【回避・低減の観点】

予測の結果、供用時の施設の稼働に伴う大気汚染物質の排出により、周辺環境への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質の発生抑制に努める。

したがって、施設の稼働に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

(1) 長期平均濃度

最大着地濃度出現地点における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.027ppm、二酸化硫黄の日平均値の 2%除外値は 0.009ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.040mg/m³であり、二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、施設の稼働に伴う大気質の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-5 施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価

予測地点	項目	将来予測濃度 (ppm)		整合を図るべき基準等
		年平均値	日平均値	
最大着地濃度出現地点	二酸化窒素	0.01414	0.027	0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

注) 日平均値は、日平均値の年間 98%値を示す。

表 4-6 施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価

予測地点	項目	将来予測濃度 (ppm)		整合を図るべき基準等
		年平均値	日平均値	
最大着地濃度出現地点	二酸化硫黄	0.00214	0.009	0.04ppm 以下

注) 日平均値は、日平均値の 2%除外値を示す。

表 4-7 施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価

予測地点	項目	将来予測濃度 (mg/m ³)		整合を図るべき基準等
		年平均値	日平均値	
最大着地濃度出現地点	浮遊粒子状物質	0.01654	0.040	0.10mg/m ³ 以下

注) 日平均値は、日平均値の 2%除外値を示す。

(2) 短期高濃度

施設の稼働に伴う大気質の評価（短期高濃度）は、各項目とも整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、短期高濃度による施設の稼働に伴う大気質の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-8 施設の稼働に伴う大気質の評価

項目	予測地点	施設の稼働に伴う付加濃度	整合を図るべき基準等
二酸化窒素 (ppm)	対象事業実施区域西南西側敷地境界から約 140m	0.00077	0.1ppm～0.2ppm 以下
二酸化硫黄 (ppm)	対象事業実施区域西南西側敷地境界から約 140m	0.00115	0.1ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	対象事業実施区域西南西側敷地境界から約 140m	0.00448	0.20mg/m ³ 以下

【環境保全措置】

- ・進出企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準の遵守を要請する。

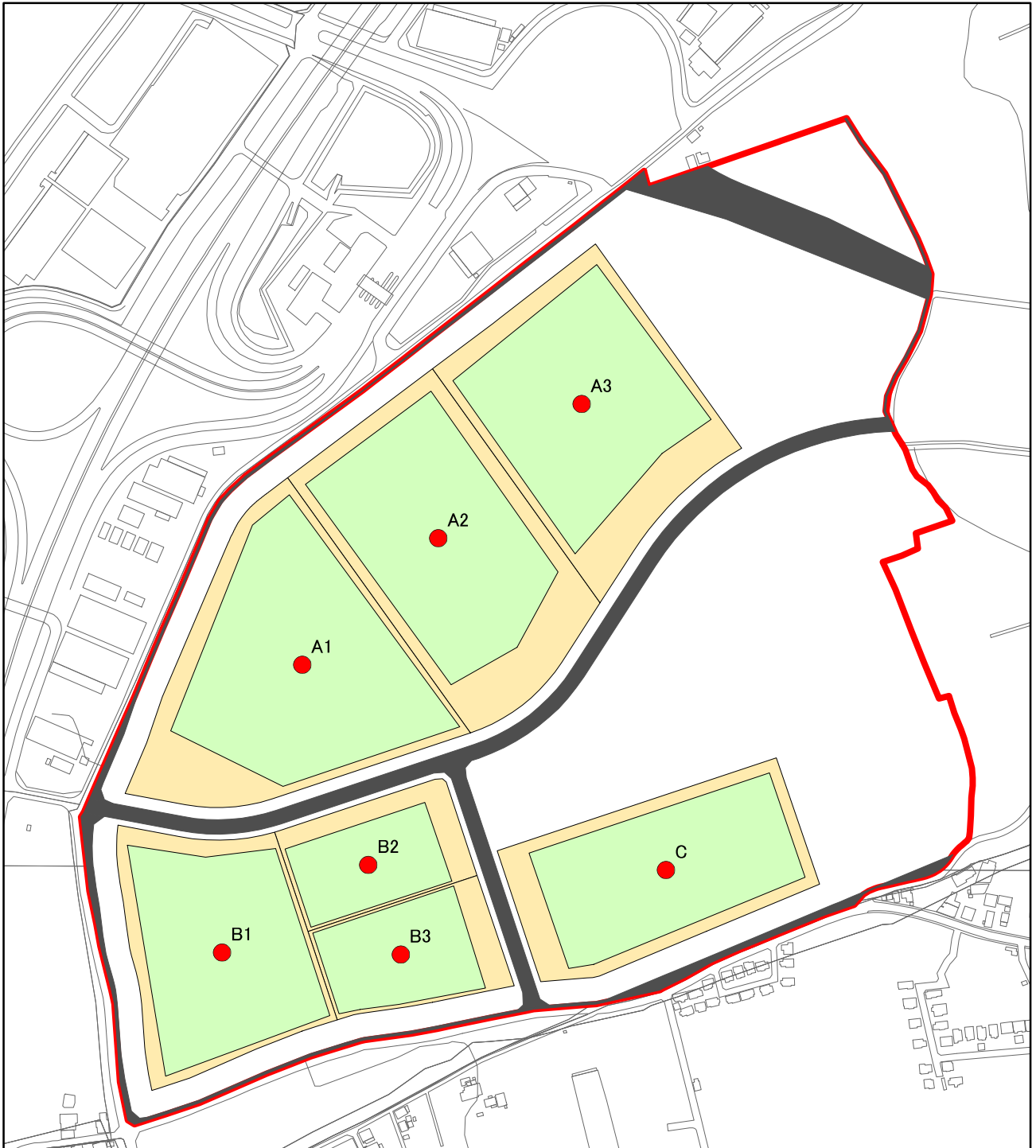
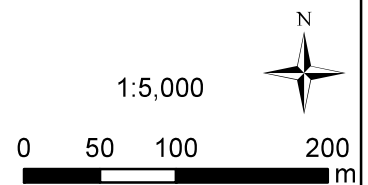


図4-4 進出企業の建物配置(想定)及び排出源位置図

凡例

- 排出源
- 入居企業建屋
- 画地
- 道路

■ 対象事業実施区域



5) 自動車交通の発生

【回避・低減の観点】

予測の結果、供用時の自動車交通の発生に伴う大気汚染物質の排出により、道路沿道への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質の発生抑制に努める。

したがって、自動車交通の発生に伴う大気質の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.029ppm~0.030ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.038mg/m³、炭化水素（非メタン炭化水素）の 3 時間平均値は 0.200ppmC となり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素（非メタン炭化水素）ともに整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、自動車交通の発生に伴う大気質の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-9 自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の評価

項目	将来予測濃度 (ppm)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値	
No.2	0.015513	0.029	0.04ppm~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
No.3	0.016338	0.030	

注) 日平均値は、日平均値の年間 98%値を示す

表 4-10 自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の評価

項目	将来予測濃度 (mg/m ³)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値	
No.2	0.015069	0.038	0.10mg/m ³ 以下
No.3	0.015166	0.038	

注) 日平均値は、日平均値の 2%除外値を示す。

表 4-11 自動車交通の発生に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）の評価

項目	将来予測濃度 (ppmC)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値	
No.2	0.200361	0.200	0.20ppmC~0.31ppmC の範囲内
No.3	0.200598	0.200	

注) 日平均値は、午前 6 時~午前 9 時までの 3 時間平均値を示す。

【環境保全措置】

- ・ 関連車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を要請する。
- ・ 関連車両は、排出ガス規制適合車の使用を要請する。
- ・ 関連車両のアイドリングストップを徹底するよう要請する。
- ・ 関連車両の計画的、かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように要請する。
- ・ 関連車両の整備、点検の徹底を要請する。

4.2 騒音・低周波音

1) 建設機械の稼働（騒音）

【回避・低減の観点】

予測の結果、工事中における建設機械の稼働に伴う騒音による周辺環境（騒音）への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、騒音の発生の抑制に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

建設機械の稼働に伴う敷地境界での騒音レベルは58dB～74dBであり、整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-12 建設機械の稼働に伴う騒音の評価（L_{A5}）

単位：dB

予測地点	騒音レベル(L _{A5})	整合を図るべき基準等
敷地東側	71	85
敷地南側	74	
敷地西側	61	
敷地北側	58	

【環境保全措置】

- ・建設機械については、可能な限り環境配慮型（低騒音型）の機械の使用に努める。
- ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・対象事業実施区域境には、仮囲い等の防音対策を講じる。

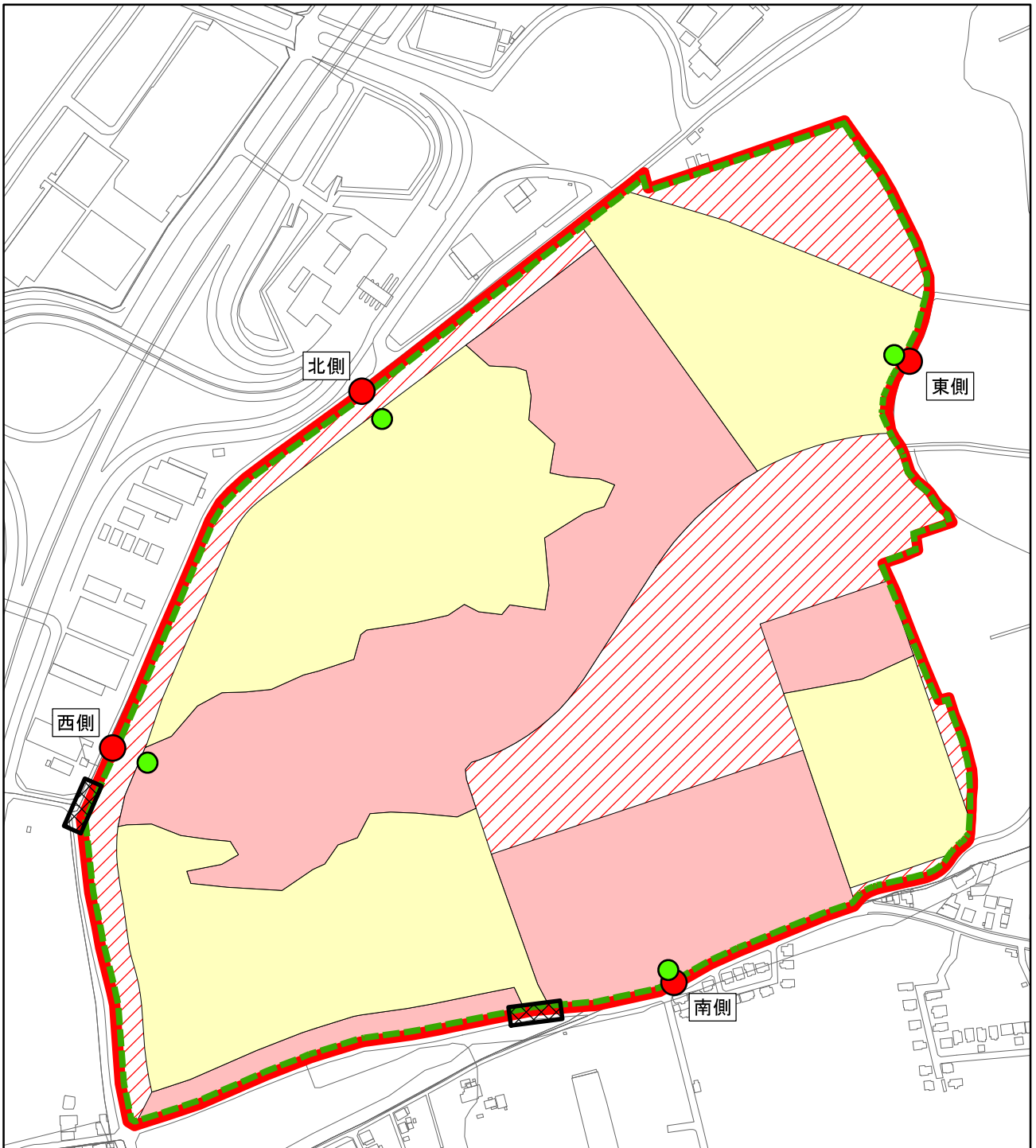
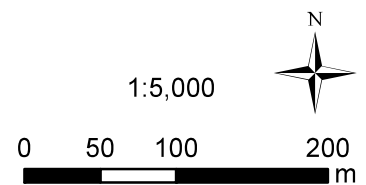


図4-5 建設機械の稼働に伴う騒音予測地点及びユニット配置図

凡例

- 予測地点
- ⊠ ゲート
- 仮囲い(3m)
- 盛土部(発生源)
- 切土部(発生源)
- 建設機械ユニット位置

▨ 対象事業実施区域



2) 資材運搬等の車両の走行（騒音）

【回避・低減の観点】

予測の結果、工事中における資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による道路沿道への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、騒音の発生の抑制に努める。

したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルはNo.3 で 66.6dB、No.4 で 60.2dB であった。No.3 は整合を図るべき基準等のうち、環境基準については上回ったが「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度については下回った。No.4 は環境基準を下回った。なお、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルの増加分はなかった。

環境保全措置に示す騒音の発生を抑制する対策を講ずることで、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は低減が見込める。

したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-13 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})

単位：dB

予測地点	等価騒音レベル (L _{Aeq})			整合を図るべき基準等	
	一般車両 (現況騒音レベル)	増加分	一般車両＋ 資材運搬等の工事用車両	環境基準	要請限度
No.3	66.6	0.0	66.6	65 以下	75 以下
No.4	60.2	0.0	60.2		

【環境保全措置】

- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

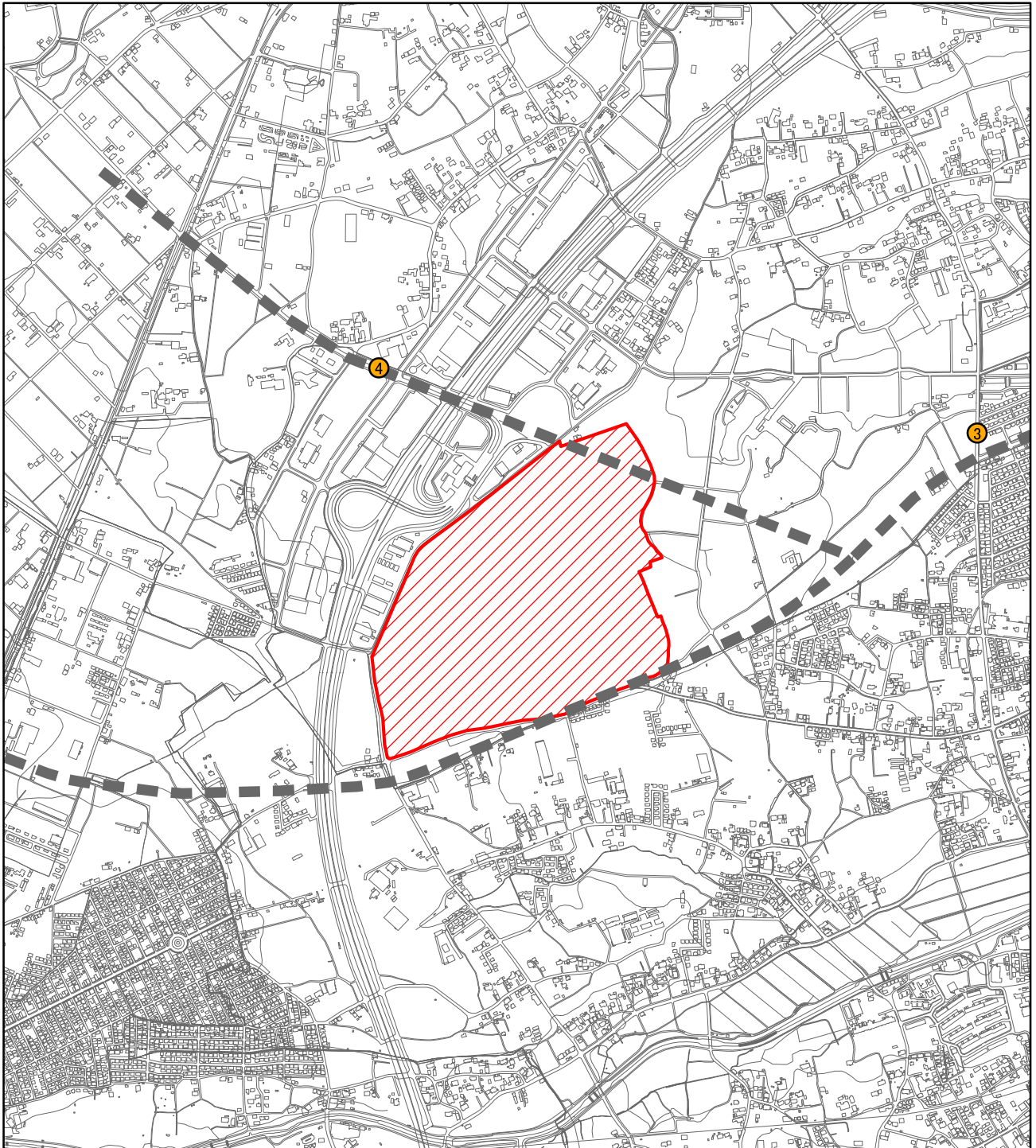
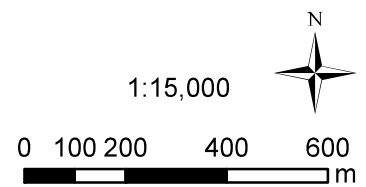


図4-6 資材運搬等の車両走行に伴う騒音予測地点位置図

凡例

- 予測地点
- 都市計画道路

対象事業実施区域



3) 施設の稼働（騒音）

【回避・低減の観点】

予測の結果、供用時の施設の稼働に伴う騒音による周辺環境（騒音）への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、騒音の発生の抑制等に努める。

したがって、施設の稼働に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

施設の稼働に伴う敷地境界における騒音レベル(L_{A5})は、敷地東側で50dB、敷地南側で58dB、敷地西側で57dB、敷地北側で60dBであり、各地点において整合を図るべき基準値を下回った。

さらに、環境保全措置に示す騒音の発生を抑制するための対策を講ずることで、施設の稼働に伴う騒音の影響は低減が見込める。

したがって、施設の稼働に伴う騒音の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-14 施設の稼働に伴う騒音の評価（敷地境界：L_{A5}）

単位：dB

予測地点	時間区分	騒音レベル(L _{A5})	整合を図るべき基準等
敷地東側	朝	50	65
	昼間	50	70
	夕	50	65
	夜間	50	60
敷地南側	朝	58	65
	昼間	58	70
	夕	58	65
	夜間	58	60
敷地西側	朝	57	65
	昼間	57	70
	夕	57	65
	夜間	57	60
敷地北側	朝	60	65
	昼間	60	70
	夕	60	65
	夜間	60	60

【環境保全措置】

- ・進出企業に対しては、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」で定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による公害の発生防止に努めるよう要請する。
- ・対象事業実施区域の周囲に幅20mの緩衝緑地を設け、建物と周辺地域との離隔を確保する。

4) 自動車交通の発生（騒音）

【回避・低減の観点】

予測の結果、供用時の自動車交通の発生に伴う騒音による道路沿道（騒音）への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、騒音の発生の抑制に努める。

したがって、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

自動車交通の発生に伴う騒音レベルはNo.3で66.9dB、No.4で71.6dBであり、両地点ともに整合を図るべき基準等のうち、環境基準については上回ったが、「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度については下回った。なお、自動車交通の発生に伴う騒音レベルの増加分は、両地点ともに0.2dBである。

環境保全措置として示す騒音の発生を抑制するための対策を講ずることで、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は低減が見込める。

したがって、自動車交通量の発生に伴う騒音の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-15 自動車交通の発生に伴う騒音の評価（ L_{Aeq} ）

単位：dB

予測位置	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）			整合を図るべき基準等	
	将来の現況交通量	施設関連車両による増加分	将来交通量（現況交通量+施設関連車両）	環境基準	要請限度
No.3	66.7	0.2	66.9	65以下	75以下
No.4	71.4	0.2	71.6	70以下	75以下

【環境保全措置】

- ・ 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるように要請する。
- ・ 関連車両の整備、点検の徹底を要請する。
- ・ 関連車両のアイドルストップや過負荷運転の抑制を徹底するように要請する。
- ・ 低公害車導入の啓発を図っていくように要請する。
- ・ 過積載の防止についての啓発を要請する。

5) 施設の稼働（低周波音）

【回避・低減の観点】

予測の結果、供用時の施設の稼働に伴う低周波音による周辺環境への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、低周波音の発生の抑制に努める。

したがって、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

施設の稼働に伴う敷地境界における低周波音の音圧レベル（中心周波数 63Hz）は 43dB～49dB であり、敷地東側及び敷地西側を除き整合を図るべき基準等とした低周波音による心身に係る苦情に関する参照値を上回った。

しかし、環境保全措置に示す低周波音の発生を抑制するための対策を講ずることで、施設の稼働に伴う低周波音の影響の低減が見込める。

したがって、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-16 施設の稼働に伴う低周波音の評価

単位：dB

予測地点	低周波音の音圧レベル (中心周波数 63Hz)	整合を図るべき基準等
敷地東側	43	47
敷地南側	49	
敷地西側	47	
敷地北側	48	

【環境保全措置】

- ・設備機器は、堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるように要請する。
- ・屋外に設置する設備機器は、住宅等の分布に配慮した配置計画を検討するように要請する。
- ・対象事業実施区域周囲に幅 20m の緩衝緑地を設け、建物と周辺地域との離隔を確保する。

4.3 振動

1) 建設機械の稼働

【回避・低減の観点】

予測の結果、工事中における建設機械の稼働に伴う振動による周辺環境（振動）への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、振動の発生の抑制に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

建設機械の稼働に伴う敷地境界での振動レベルは46dB～66dBであり、整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-17 建設機械の稼働に伴う振動の評価 (L₁₀)

単位：dB

予測地点	振動レベル (L ₁₀)	整合を図るべき基準等
敷地東側	58	75
敷地南側	66	
敷地西側	54	
敷地北側	46	

【環境保全措置】

- ・建設機械については、可能な限り環境配慮型（低振動型）の機械の使用に努める。
- ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・建設機械のアイドルングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

2) 資材運搬等の車両の走行

【回避・低減の観点】

予測の結果、工事中における資材運搬等の車両の走行に伴う振動による道路沿道への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、振動の発生の抑制に努める。

したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、No.3 で 56.3dB、No.4 で 48.4dB であり、整合を図るべき基準等を下回った。なお、資材運搬等の走行に伴う振動レベルの増加分は、両地点とも 0.1dB である。

したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-18 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 (L₁₀)

単位：dB

予測地点	振動レベル (L ₁₀)			整合を図るべき基準等
	一般車両	増加分	一般車両＋ 資材運搬等の車両	
No.3	56.2	0.1	56.3	65
No.4	48.3	0.1	48.4	

【環境保全措置】

- ・資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

3) 施設の稼働

【回避・低減の観点】

予測の結果、供用時の施設の稼働に伴う振動による、周辺環境（振動）への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、振動の発生抑制等に努める。

したがって、施設の稼働に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

施設の稼働に伴う敷地境界での振動レベルは34dB～53dBであり、整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、施設の稼働に伴う振動の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-19 施設の稼働に伴う振動の評価 (L₁₀)

単位：dB

予測地点	時間区分	振動レベル (L ₁₀)	整合を図るべき基準等
敷地東側	昼間	34	65
	夜間	34	60
敷地南側	昼間	53	65
	夜間	53	60
敷地西側	昼間	48	65
	夜間	48	60
敷地北側	昼間	49	65
	夜間	49	60

【環境保全措置】

- ・進出企業に対しては、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」で定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による公害の発生防止に努めるよう要請する。
- ・対象事業実施区域の周囲に幅 20m の緩衝緑地を設け、建物と周辺地域との離隔を確保する。

4) 自動車交通の発生

【回避・低減の観点】

予測の結果、供用時の自動車交通の発生に伴う振動による道路沿道（振動）への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、振動の発生の抑制に努める。

したがって、自動車交通の発生に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

自動車交通の発生に伴う振動レベルは、No.3 で 44.4dB、No.4 で 46.2dB であり、整合を図るべき基準等を下回った。なお、自動車交通の発生に伴う振動レベルの増加分は、両地点ともに 0.4dB である。

したがって、自動車交通の発生に伴う振動の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-20 自動車交通の発生に伴う振動の評価 (L₁₀)

単位：dB

予測地点	振動レベル (L ₁₀)			整合を図るべき基準等
	将来の現況交通量	増加分	将来交通量 (現況交通量+施設関連車両)	
No.3	44.0	0.4	44.4	65
No.4	45.8	0.4	46.2	

【環境保全措置】

- ・ 関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるように要請する。
- ・ 関連車両の整備、点検の徹底を要請する。
- ・ 関連車両のアイドルストップや過負荷運転の抑制を徹底するように要請する。
- ・ 進出企業に対して低公害車導入の指導、啓発を図っていくように要請する。
- ・ 進出企業に対して過積載の防止について啓発を要請する

4.4 悪臭

1) 施設の稼働

※特定悪臭物質については、地区計画の建築物等の用途の制限により、現時点でこれら特定悪臭物質を発生させるような業種の進出は想定されないことから、予測対象外とした。

【回避・低減の観点】

予測の結果、供用時における施設の稼働に伴う悪臭の影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、悪臭の発生の抑制に努める。

したがって、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

施設の稼働に伴う臭気指数は、最大着地濃度出現地点における臭気指数が10未満であり、整合を図るべき基準等を下回った。

したがって、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-21 施設の稼働に伴う臭気指数の評価

最大着地濃度出現位置	臭気指数	整合を図るべき基準等
対象事業実施区域西南西側 敷地境界から約70m	10未満	18以下

【環境保全措置】

- ・進出企業に対して、「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」による規制基準の遵守するよう要請するとともに、必要に応じて悪臭対策の徹底等、公害の発生防止に努めるよう要請する。

4.5 水質

1) 造成等の工事、施設が存在

【回避・低減の観点】

予測の結果、造成等の工事に伴う濁水の排出やアルカリ排水の排出による公共用水域への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、濁水及びアルカリ排水の対象事業実施区域外への排出抑制に努める。

したがって、本事業が公共用水域の水質に与える影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の工事中においては、仮設沈砂池の設置、並びに水質を確認したうえでの排水を行うことなどの環境保全措置を徹底することで、公共用水域に放流する排水の浮遊物質量 (SS) は、整合を図るべき基準等の範囲内 (180mg/L (日間平均 150mg/L)) にすることができると考える。

また、コンクリート工事等によるアルカリ排水については、可能な限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える等の措置により、排水の水素イオン濃度 (pH) は整合を図るべき基準等の範囲内 (5.8 以上 8.6 以下) に低減することができると考える。

したがって、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

表 4-22 整合を図るべき基準等

項 目	整合を図るべき基準等
「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年 7 月埼玉県条例第 57 号)	・ 指定土木建設作業を行っている者が遵守すべき規制基準 (許容限度) 水素イオン濃度 (pH) : 5.8 以上 8.6 以下 浮遊物質量 (SS) : 180mg/L (日間平均 150mg/L)

【環境保全措置】

- ・ 濁水は、仮設水路を設けて仮設沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、水質を確認したうえで、放流先の水路の水位に配慮しながら、排水する。
- ・ 造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備することで、降雨による土砂流出を防止する。
- ・ 必要に応じて仮設沈砂池には濁水処理設備 (中和処理設備) を設置する。
- ・ セメント系固化材による土壌改良を行う場合には、可能な限り低アルカリ性で、環境負荷の小さい固化材を採用する。
- ・ コンクリート製品は可能な限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。

4.6 水象

1) 造成等の工事、施設の存在

【回避・低減の観点】

予測の結果、造成地の存在及び施設の存在による、河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位及び水脈への影響が考えられるが、環境保全措置を講ずることで影響の抑制に努める。

したがって、本事業が河川等の流量、流速及び水位、地下水の水位及び水脈に与える影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の造成地の存在及び施設の存在においては、環境保全措置を実施することで、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-23 整合を図るべき基準等

項 目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」 （平成24年7日, 埼玉県）	健全な水循環の推進に関する取組や連携の推進
「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」 （平成25年3月, 鶴ヶ島市）	湧水とそれらを源とする池沼などの水辺環境の保全に努めます。

【環境保全措置】

- ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成18年10月1日埼玉県条例第20号）に基づく能力を有する調整池を設置する。
- ・歩道は透水性舗装を整備する。
- ・対象事業実施区域で流出する雨水は、調整池内に導き、一時貯留した後、調整し放流する。
- ・可能な限り緑化を推進するとともに、その維持に努め、降雨流出量の発生を抑制する。
- ・進出企業に対し、透水性舗装の駐車場整備や雨水浸透柵の整備を要請する。

4.7 土壌

既存資料及び現地調査の結果、土壌の汚染が確認されなかったことから、造成等の工事に伴い周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されるおそれがないため、予測評価は実施しない。

4.8 動物

1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事

【回避・低減の観点】

造成等の工事にあたっては、遊水池の消失による直接的な影響のほか、建設機械の稼働等による騒音・振動の発生、濁水流出による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響の可能性も考えられるが、新たな遊水池の創出や動物種の生息環境となる樹林環境の保全、仮設沈砂池の設置、降雨による土砂流出防止策の実施、建設機械等からの騒音・振動の発生抑制及び夜間照明の低減といった環境保全措置を講ずることで、これら影響の回避・低減に努める。

したがって、工事中における動物へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の工事中においては、造成等の工事に伴う影響は小さくはないものの、環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲で新たな生息環境の創出、動物の生息環境となる樹林環境の保全、雨水排水放流水路の水質の変化、工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動物や保全すべき動物の生息に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・消失する遊水池の代償として新たに樹林と隣接した遊水池を創出し、保全すべき種（昆虫類、魚類、底生動物）の移設を行う。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は動物の生息環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。
- ・工事中に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ上澄み水を排水する。
- ・造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて土砂流出防止対策を実施する。
- ・造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の使用に努める。
- ・資材運搬に使用する車両は計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないよう配慮するほか、車両の点検・整備、アイドリングストップを徹底する。
- ・工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。
- ・資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等の動物への配慮をするよう要請する。

2) 造成地の存在

【回避・低減の観点】

保全すべき動物の生息環境である、草地や樹林地、遊水池を事業者が実行可能な範囲で残存させることができるかの検討を行った。

このうち、ヒメムカシヨモギ群落、セイタカアワダチソウ群落、メヒシバ・エノコログサ群落等の草地については、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難であった。一方、クヌギ・コナラ群落等の樹林地については、一部の伐採はあるものの、樹林内の水路も含め、緑地として保全することとした。また、対象事業実施区域の遊水池については、土地利用計画上消失するため、代償措置として残存する樹林に隣接して新たな遊水池を創出することとした。新たに創出する遊水池は水辺を利用する多くの動物種の生息環境に寄与するものと考えられる。

また、対象事業実施区域の周辺部にもクヌギ・コナラ群落が成立しており、多くの動物種の生息環境となっていることから、これらの樹林については緩衝緑地として保全を行っていく計画である。

これらの環境保全措置を講ずることにより、供用後の動物種への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で低減又は代償措置が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の供用時においては、事業実施に伴う影響は小さくはないものの、動物種への影響に対する低減、代償を目的とした環境保全措置を講ずることで、地域の動物種や保全すべき動物種の生息に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・消失する遊水池の代償として新たに樹林と隣接した遊水池を創出し、保全すべき種（昆虫類、魚類、底生動物）の移設を行う。
- ・「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（従来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。
- ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保する。
- ・植栽木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を可能な限り使用し、生息環境を創出することを要請する。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は動物種の生息環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。

1) 造成等の工事

【回避・低減の観点】

造成等の工事にあたっては、草地の改変による直接的な影響のほか、生育地である樹林内の日当たりや風当たりが変化する等の間接的な影響の可能性も考えられる。このため、本事業で講ずる環境保全措置を下記に示す。代償措置としては残存する類似環境への移植を実施するとともに、影響が定かではない種については、モニタリング調査を実施し、影響が生じた場合には移植等を検討することとしている。

また、植物の生育環境となる樹林環境の保全といった環境保全措置を講ずることで、影響の回避又は低減に努める。

したがって、工事中における植物へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の工事中においては、造成等の工事に伴う影響は小さくはないものの、環境保全措置を講じ、事業者の実行可能な範囲で新たな生育環境の創出、植物の生育環境となる樹林環境の保全など、地域の植物種や保全すべき植物種の生育に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・周辺の類似環境へ保全すべき種の移植を行う。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は植物の生育環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。
- ・直接的な改変はないものの、生育地の日当たりや風当たりの変化による間接的な変化が予想される種については、モニタリング調査を実施して生育状況を確認し、必要に応じて移植等の保全対策を検討する。

2) 造成地の存在

【回避・低減の観点】

保全すべき植物種の生育環境である、草地や樹林地、遊水池を、事業者が実行可能な範囲で残存させることができるかの検討を行った。

このうち、ヒメムカシヨモギ群落、セイタカアワダチソウ群落、メヒシバ・エノコログサ群落等の草地については、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難であった。一方、クヌギ・コナラ群落等の樹林地については、一部の伐採はあるものの、樹林内の水路も含め、緑地として保全することとした。

また、対象事業実施区域の周辺部にもクヌギ・コナラ群落が成立しており、多くの植物種の生育環境となっていることから、これらの樹林については緩衝緑地として保全を行っていく計画である。

これらの環境保全措置を講ずることにより、供用後の植物種への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で低減又は代償措置が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の供用時においては、事業実施に伴う影響は小さくはないものの、植物種への影響に対する低減、代償を目的とした環境保全措置を講ずることにより、地域の植物種や保全すべき植物種の生育に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・周辺の類似環境へ保全すべき種の移植を行う。
- ・「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（従来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。
- ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立法法」に基づく必要な緑化面積を確保する。
- ・植栽木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を可能な限り使用し、生息環境を創出するよう要請する。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は植物種の生育環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。
- ・直接的な改変はないものの、生育地の日当たりや風当たりの変化による間接的な変化が予想される種については、モニタリング調査を実施して生育状況を確認し、必要に応じて移植等の保全対策を検討する。

1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事

【回避・低減の観点】

造成等の工事にあたっては、遊水池の消失による直接的な影響のほか、建設機械の稼働等による騒音・振動の発生、濁水流出による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響の可能性も考えられるが、新たな遊水池の創出や動物の生息環境となる樹林環境の保全、仮設沈砂池の設置、降雨による土砂流出防止策の実施、建設機械等からの騒音・振動の発生抑制及び夜間照明の低減といった環境保全措置を講ずることで、これらの影響の回避又は低減に努める。

したがって、工事中における動物・植物へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の工事中においては、造成等の工事に伴う影響は小さくはないものの、環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲で新たな生息・生育環境の創出、生息・生育環境となる樹林環境の保全など、地域を特徴づける生態系に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・消失する遊水池の代償として新たに樹林と隣接した遊水池を創出し、動物・植物の生息基盤とする。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は動物の生息環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。
- ・工事中に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ上澄み水を排水する。
- ・造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて土砂流出防止対策を実施する。
- ・造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の使用に努める。
- ・資材運搬に使用する車両は計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないよう配慮するほか、車両の点検・整備、アイドリングストップを徹底する。
- ・工事時間は原則として8時～17時とし、照明の使用は極力減らす。
- ・資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等の動物への配慮をするよう要請する。

2) 造成地の存在

【回避・低減の観点】

動物・植物の生息・生育環境である、草地や樹林地、遊水池を、事業者が実行可能な範囲で残存させることができるかの検討を行った。

このうち、ヒメムカシヨモギ群落、セイタカアワダチソウ群落、メヒシバ・エノコログサ群落等の草地については、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難であった。一方、クヌギ・コナラ群落等の樹林地については、一部の伐採はあるものの、樹林内の水路も含め、緑地として保全することとした。また、対象事業実施区域の遊水池については、土地利用計画上消失することとなるため、代償措置として残存する樹林に隣接して新たな遊水池を創出することとした。新たに創出する遊水池は水辺を利用する多くの動物・植物の生息・生育環境に寄与するものと考えられる。

また、対象事業実施区域の周辺部にもクヌギ・コナラ群落が成立しており、多くの動植物の生息環境となっていることから、これらの樹林については緩衝緑地として保全を行っていく計画である。

これらの環境保全措置を講ずることにより、供用後の地域を特徴づける生態系への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で低減又は代償措置が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の供用時においては、事業実施に伴う影響は小さくはないものの、地域を特徴づける生態系への影響に対する低減、代償を目的とした環境保全措置を講ずることで、地域を特徴づける生態系の生息・生育に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・消失する遊水池の代償として新たに樹林と隣接した遊水池を創出し、保全すべき種（昆虫類、魚類、底生動物）の移設を行う。
- ・「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（従来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。
- ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」に基づく必要な緑化面積を確保する。
- ・植栽木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を可能な限り使用し、生息環境を創出することを要請する。
- ・対象事業実施区域にはクヌギ・コナラ群落を始めとする樹林が形成されており、これらの樹林は動物の生息環境となっている。また、樹林内には地下水を水源とする水路が流れている。事業の実施にあたっては、これらの樹林環境を可能な限り保全する。

1) 造成地の存在、施設の存在

【回避・低減の観点】

進出企業の施設の存在により、対象事業実施区域周辺の眺望景観については変化が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、周辺景観との調和等に努める。

したがって、本事業の実施に伴う景観への影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業においては、環境保全措置を実施していくことで施設の存在による影響に対しては、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。

表 4-24 予測結果と整合を図るべき基準等の比較

項目	予測結果	整合を図るべき基準等
遠景～中景	眺望地点からは、供用時には、対象事業実施区域の敷地に存在する樹林地の一部が伐採され公園として整備されることにより、進出企業の計画建物が新たに出現するため、一部のスカイラインが変わるなど眺望が変化すると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 ・山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他公共の場における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
中景～近景	しかし、進出企業の計画建物等のデザインや色彩を、埼玉県景観計画の色彩等の制限基準を守るよう進出企業に要請していくことにより、周辺の景観との調和が図れると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は周辺の景観と調和した光色等とすること。 ・建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ・建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。
建築物等のデザイン	進出企業の計画建物等のデザインや色彩は、埼玉県景観計画の内容を遵守するよう進出企業に要請していくことにより、周辺の景観との調和が図れると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ・屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 ・敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。 ・資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。 ・大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準を遵守する。

【環境保全措置】

- ・緩衝緑地には、地域特性や、現存の対象事業実施区域内及び周辺の樹種構成を参考に地域に即した樹種の植栽を要請する。
- ・緩衝緑地については、進出企業にその維持管理を義務づける。
- ・建物等のデザインや色彩は、埼玉県景観計画の内容を遵守するよう要請する。



	<p>現 況</p>
	<p style="text-align: center;">供用時</p> <p>【眺望の概要】 供用時には、対象事業実施区域の敷地に存在する樹林地の一部が伐採され公園として整備されることにより、進出企業の計画建物が新たに出現し、一部のスカイラインが変わるなど眺望が変化すると予測する。 しかし、進出企業の計画建物等のデザインや色彩は、埼玉県景観計画の色彩等の制限基準を守るよう進出企業に要請していくことにより、周辺の景観との調和が図れると予測する。なお、白線は整備が予定されている都市計画道路川越鶴ヶ島線（No.1）の範囲である。</p>

図 4-7 鶴ヶ島市運動公園 (No.1) からの眺望状況の予測結果



	<p>現 況</p>
	<p>供用時</p> <p>【眺望の概要】 供用時には、対象事業実施区域の敷地に存在する樹林地の一部が伐採され公園として整備されることにより、進出企業の計画建物が新たに出現し、一部のスカイラインが変わるなど眺望が変化すると予測する。 しかし、進出企業の計画建物等のデザインや色彩は、埼玉県景観計画の色彩等の制限基準を守るよう進出企業に要請していくことにより、周辺の景観との調和が図れると予測する。</p>

図 4-8 川越市笠幡地内 (No.2) からの眺望状況の予測結果

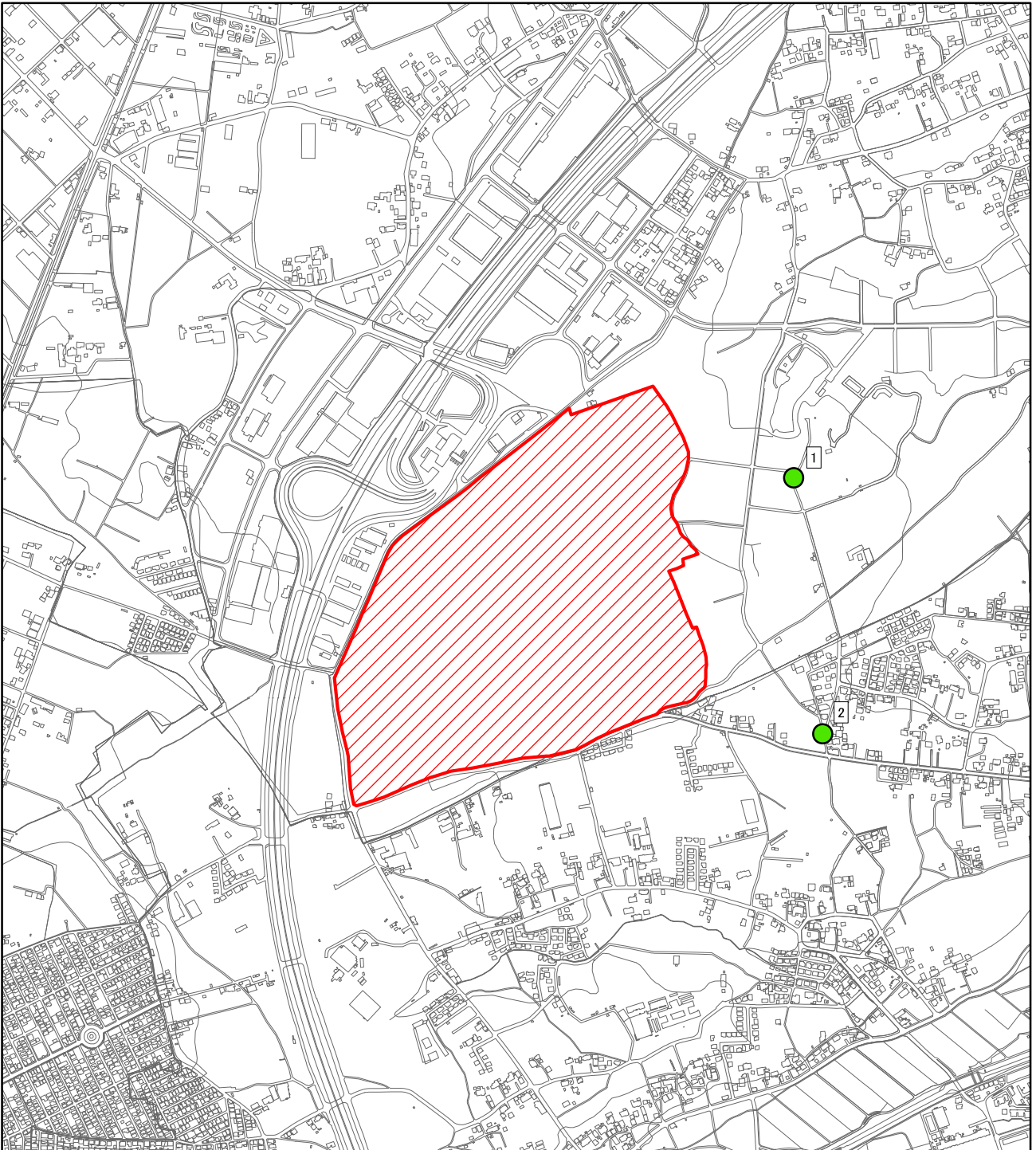

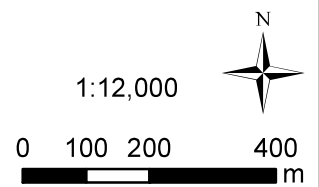


図4-9 調査地点位置図(景観)

凡例

● 調査地点(景観)

 対象事業実施区域



4.12 自然とのふれあいの場

1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事

【回避・低減の観点】

工事中に伴う自然とのふれあいの場の改変はないと評価する。

工事中における自然とのふれあいの場の利用環境の変化への影響は、事業者の実行可能な範囲で環境への影響の回避又は低減の措置を検討した結果、利用環境の変化に対する環境保全措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

本事業の工事に伴う鶴ヶ島市運動公園の改変はなく、身近な緑の保全、自然とのふれあいの推進を阻害することはないことから、「埼玉県環境基本計画」及び「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」の目標、施策との整合が図られるものと評価する。

表 4-25 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成24年7日, 埼玉県）	・身近な緑の保全の推進 ・身近な緑の再生（創出）の推進 ・自然とのふれあいの推進
「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」（平成25年3月, 鶴ヶ島市）	・水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

【環境保全措置】

- ・建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。
- ・対象事業実施区域境には、仮囲い等の防音対策を講じる。
- ・濁水は、対象事業実施区域に設置する仮設沈砂池により十分に沈降させてから排水する。
- ・資材運搬等の車両の走行にあたっては、鶴ヶ島市道 700-1 号、700-2 号の通行を回避するとともに、運搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。

2) 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生

【回避・低減の観点】

存在・供用時に伴い、現状の自然とのふれあいの場（鶴ヶ島市運動公園）に加え、対象事業実施区域に配置する公園、緑地が開放される事により、自然とのふれあいの場が新たに創出・拡大すると評価する。

存在・供用時における自然とのふれあいの場の利用環境の変化への影響は、事業者の実行可能な範囲で環境への影響の回避、又は低減の措置を検討した結果、利用環境の変化に対する環境保全措置を講ずることで、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

存在・供用において、対象事業実施区域に公園や緑地を一般開放することにより、鶴ヶ島市運動公園と一体となった自然とのふれあいの場として拡大利用されることで、「埼玉県環境基本計画」及び「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」の目標、施策との整合が図られるものと評価する。

表 4-26 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成24年7日, 埼玉県）	・身近な緑の保全の推進 ・身近な緑の再生（創出）の推進 ・自然とのふれあいの推進
「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」（平成25年3月, 鶴ヶ島市）	・水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

【環境保全措置】

- ・対象事業実施区域に配置する公園を一般開放する。
- ・供用時においては、都市計画道路川越鶴ヶ島線が主要な走行経路となると予想されることから、鶴ヶ島市道700-1号、700-2号の交通量の増加を低減する。

1) 造成地の存在

【回避・低減の観点】

対象事業実施区域の北端部には神明遺跡があり、縄文土器や平安時代の須恵器が出土している。

なお、神明遺跡を含む対象事業実施区域全体の現在の状況については、埼玉県教育局による試掘確認調査（トレンチ調査）の実施により確認されている。

環境保全措置を明らかにすることにより予測・評価に代えた。

造成等の存在による埋蔵文化財の改変への影響は、環境保全措置を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で回避が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・ 工事に先立ち、文化財保護法第 94 条の規定による発掘通知を埼玉県教育局に提出する。
- ・ 工事中に新たに埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止して、取り扱いについて埼玉県教育局と協議を行う。

1) 造成地の存在

【回避・低減の観点】

予測の結果、対象事業実施区域周辺の地上デジタル放送及び衛星放送の電波受信環境に影響を及ぼすことはほとんどないと予測したが、現時点で進出企業の計画建物の位置、形状、高さは確定していないため、進出企業に対して環境保全措置を講ずることで、影響の解消に努める。

したがって、施設の存在に伴う電波障害及び電波受信状況への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

予測の結果、対象事業実施区域周辺の地上デジタル放送及び衛星放送の電波受信環境に影響を及ぼすことはほとんどないと予測したが、現時点で進出企業の計画建物の位置、形状、高さは確定していないため、進出企業に対して、対象事業実施区域周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう要請する。

したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-27 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」（昭和 51 年 3 月郵政省電波監理局通達）	受信障害解消の対象範囲について 受信障害解消の対象範囲の確定に資するため、建築主は、建築物の工事着手以前の受信障害予測地域の受信状況及び工事中、完成後の受信障害発生地域の受信状況を調査し、その実態を把握するよう努める必要がある。

【環境保全措置】

- ・対象事業実施区域周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう要請する。
- ・連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図るよう進出企業に要請する。

4.15 廃棄物等

1) 造成等の工事

【発生抑制の観点】

本事業では、造成等の工事に伴い建設廃棄物の排出が考えられるが、工事中に生ずる建設廃棄物について、工事手法の工夫等による排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理を要請していくことで廃棄物の排出抑制や再利用等の促進に努める。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物等の排出は、事業者の実行可能な範囲内で発生の抑制が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

(1) 既存構造物の撤去に伴う廃棄物

コンクリート塊、金属くずについては、分別した廃棄物の再資源化率が100%であり、このうちコンクリート塊については整合を図るべき基準等とした「建設リサイクル推進計画2015（関東地域版）」（平成27年7月、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）の平成30年度目標値を上回ることから、「建設リサイクル法」等の事業者の責務を遵守できると考える。

表 4-28 既存構造物等の撤去に伴う廃棄物の評価

廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準		
	発生量(t)	再資源化率(%)	処理方法	再資源化目標値(%)	適・否	事業者の責務
コンクリート塊	1,022	100.0	再生プラント等で再資源化	99以上	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責任において適正に処理する。 ・再生利用等により減量に努める。 ・廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。
金属くず	29	100.0	製鉄等原材料として売却し再資源化	—	—	

(2) 樹木等の伐採に伴う廃棄物

発生する廃棄物等は、堆肥化等の再資源化を行う中間処理施設へ受け入れ可能な限度まで搬入し、超過分は専門業者に委託し適切に処理する予定であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「循環型社会形成推進基本法」の事業者の責務を遵守できると考える。

表 4-29 樹木等の伐採に伴う廃棄物の評価

廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	事業者の責務
植物性廃棄物	1,494.0	—	堆肥化等の再資源化を行う中間処理施設へ受け入れ可能な限度まで搬入し、超過分は専門業者に委託し適切に処理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責任において適正に処理する。 ・再生利用等により減量に努める。 ・廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。

(3) 建築工事に伴う廃棄物

再資源化率が約 44.3%と予測したが、再資源化率の向上に向け、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように要請していくことから、「建設リサイクル法」等の事業者の責務を遵守できると考える。

表 4-30 建築工事件う廃棄物の評価

廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	事業者の責務
建築廃棄物	8,536	44.3	進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように要請する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責任において適正に処理する。 ・再生利用等により減量に努める。 ・廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物等の処理については、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

【環境保全措置】

- ・ 工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
- ・ 建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、工事手法の工夫等による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等の適正処理を要請する。

2) 施設の稼働

【発生抑制の観点】

(1) 廃棄物等の状況

施設の稼働に伴い廃棄物の排出が考えられるが、環境保全措置を講ずることで、廃棄物の排出抑制に努める。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物は、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り発生の抑制が図られるものと評価する。

(2) 雨水及び処理水の状況

施設の稼働に伴い事業系排水及び生活雑排水・汚水の発生が考えられるが、汚水排水については坂戸、鶴ヶ島下水道組合と協議し、公共下水道に接続する計画である。

また、環境保全措置を講ずることで、雨水及び処理水の再利用に努める。

したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水は、事業者の実行可能な範囲内で可能な限り低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

(1) 廃棄物等の状況

施設の稼働に伴う産業廃棄物の排出において、定量的に予測可能な再生利用率は 11.6%である。

また、進出予定企業に対し、産業廃棄物の適正処理に努めるよう要請することにより、整合を図るべき基準等とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに「循環型社会形成推進基本法」における事業者の責務は遵守され则认为する。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する

表 4-31 施設の稼働に伴う廃棄物の評価

廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	事業者の責務
産業廃棄物	136,042.5	11.6	進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責任において適正に処理する。 ・再生利用等により減量に努める。 ・廃棄物等の抑制及び循環的な利用に努めるとともに、これに必要な措置を講ずる。 ・原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するように努める。 ・事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、再生資源若しくは再生部品として利用することを促進するよう努める。

(2) 雨水及び処理水の状況

施設の稼働に伴い発生する汚水排水については、坂戸、鶴ヶ島下水道組合と協議し、公共下水道に放流する計画である。

雨水排水については、調整池に導き調整を図ったうえで、対象事業実施区域外の水路に放流する計画である。

なお、調整池については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき設置し、放流先水路の能力に応じて計画的に放流する。

また、進出予定企業に対し、雨水及び処理水についての再利用に努めるよう要請することにより、整合を図るべき基準等とした「埼玉県環境基本計画」の施策と整合が図られるものと考ええる。

したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-32 施設の稼働に伴う雨水及び処理水に関する予測結果と整合を図るべき基準等との比較

排水の種類	処理方法	整合を図るべき基準
汚水排水	・坂戸、鶴ヶ島下水道組合と協議し、公共下水道に放流する。	<ul style="list-style-type: none"> 健全な水循環の推進に関する取組や連携の推進 流域の健全な水循環を維持又は回復するため、貯留・かん養機能の維持向上、水の適正かつ有効な利用を、国及び市町村、事業者、県民と連携し、総合的に推進します。 雨水利用の推進 雨水の貯留及び雑用水への利用を推進することにより、水資源の有効利用を図るとともに、河川などへの雨水の集中的な流出を抑制します。
雨水	<ul style="list-style-type: none"> 調整池に導き調整を図ったうえで、対象事業実施区域外の水路に放流する。 調整池は「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき設置し、放流先水路の能力に応じて計画的に放流する。 	

【環境保全措置】

- ・進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう要請する。
- ・進出予定企業に対し、建物に降った雨水の有効利用に努めるよう要請する。
- ・進出企業に対し、水循環利用等の促進に努めるよう要請する。

4.16 温室効果ガス等

1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事

【回避・低減の観点】

工事中には、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの排出が考えられる。

定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は 17.7%であり、特に燃費性能の優れた建設機械（バックホウなど）の使用、エコドライブの推進、建築工事に伴い発生する廃棄物の発生抑制等により、温室効果ガスの排出量削減が図られるが、その他の事象についてもあらゆる面での環境保全措置を講ずることで、さらなる排出量の削減に努める。

したがって、造成等の工事による温室効果ガスの排出は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

工事中における予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は 17.7%であり、整合を図るべき基準等とした CO₂ 排出量の低減が図られている。

また、建設機械の稼働時間の短縮に努める等の定性的な環境保全措置を講ずることにより、工事中における温室効果ガス等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-33 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)	<p>●事業者の責務 第 5 条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための施策に協力しなければならない。</p>
「地球温暖化対策実行計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)	<p>●省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（建設施工・特殊自動車使用分野） 建設施工者等が省エネルギー性能の高い建設機械等を施工に導入する際、その選択を容易にするために燃費性能の優れた建設機械を認定するとともに、当該機械等の導入を支援する等、建設施工・特殊自動車使用分野における省 CO₂ 化を推進する。</p>
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 27 年 3 月, 埼玉県)	<p>●温室効果ガス削減目標 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を 2005 年比 21% 削減する。</p> <p>●運輸・物流の低炭素化 自動車を多数使用する事業者における環境負荷低減策の促進/エコドライブの普及促進 等</p>

【環境保全措置】

- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し建設機械の稼働時間の短縮に努める。
- ・ 建設機械（バックホウ、ブルドーザー）は、低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械を使用するように努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 建設機械の不必要な空吹かしは行わないように徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討する。
- ・ 資材運搬等の車両は、可能な限り低燃費型車両を使用するように努める。
- ・ 資材運搬等の車両のエコドライブを推進する。

例) アイドリングストップの徹底、不必要な空吹かしは行わない、整備、点検の徹底

- ・ 建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、工事手法の工夫等による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等の適正処理を要請する。

2) 施設の存在、施設の稼働

【回避・低減の観点】

供用時には、植栽樹木の生長に伴う温室効果ガスの吸収、施設の稼働や自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出が考えられる。

予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は1.7%であるが、環境保全措置を講ずることにより、排出量の削減等に努める。

したがって、施設の存在及び稼働による温室効果ガスの排出は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られるものと評価する。

【基準、目標との整合の観点】

施設の存在及び稼働時における、予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は1.7%である。

環境保全措置は法律や条例、制度等により、進出企業に実施を要請していくことから、施設の存在及び稼働による温室効果ガス等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。

表 4-34 整合を図るべき基準等

項 目	整合を図るべき基準等
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の責務 第 5 条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための施策に協力しなければならない。
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年 6 月法律第 29 号）	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kL/年以上の事業者の目標 ・中長期的にみて年平均値 1%以上のエネルギー消費原単位の低減
建設主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針（平成 21 年 7 月埼玉県告示第 1051 号）	<ul style="list-style-type: none"> ●建設主が講ずるよう努めなければならない措置 ○建築物の新築等をする場合におけるエネルギーの使用の合理化に関すること ・建築物の熱負荷抑制/再生可能エネルギー利用/設備システムの高効率化/効率的運用
埼玉県建築物環境配慮制度（平成 21 年 10 月, 埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の省エネルギー、省資源・リサイクル、周辺環境への配慮や緑化対策など、総合的な環境配慮の取組を促すとともに、その取組の内容について、延床面積 2,000㎡以上の建築物では「特定建築物環境配慮計画」の提出をもとめ、その概要を公表する制度
埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年 2 月埼玉県条例第 9 号）	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上の事業者の義務 ・地球温暖化対策計画の作成、提出 ・地球温暖化対策実施状況報告書の作成、提出
埼玉県地球温暖化対策にかかる事業活動対策指針（平成 24 年埼玉県告示第 402 号）	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者が講ずるよう努めなければならない措置 ○事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関すること ・温室効果ガス排出量の把握 ・温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定 ・省エネルギー対策の実施 ○事業活動における再生可能エネルギーの利用に関すること ・再生可能エネルギーを利用するための設備の導入 ・他者からの再生可能エネルギーの取得 ・再生可能エネルギーの導入に関する情報の収集 等
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版）（埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成 27 年 3 月, 埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な緑の再生（創出）の推進 ●運輸・物流の低炭素化 自動車を多数使用する事業者における環境負荷低減策の促進/エコドライブの普及促進 等

【環境保全措置】

- ・対象事業実施区域の緩衝緑地については、対象事業実施区域周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を要請する。
- ・進出企業に対し、施設の建設計画及び設備計画にあたり、省エネルギー対策に努めるように要請する。
 - 例) 施設の断熱構造化、LED 照明の使用、最新設備の導入、コージェネレーションシステムの導入、再生可能エネルギー発電設備の導入
- ・進出企業に対し「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の事業者の目標に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるように要請する。
- ・進出企業に対し「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書を作成し、知事に提出するように要請する。
- ・進出企業に対し、平成22年3月(同年7月改正)に策定された「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定められた各種対策に講ずるように要請する。
- ・進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定める大規模事業所に該当し、「目標設定型排出量取引制度」の対象事業所となった場合には、指針に定める方法により目標を設定し、排出量取引を含む方法により目標を達成するように要請する。
- ・関連車両は、低燃費型車両を使用するように努めるよう要請する。
- ・関連車両のエコドライブを推進するよう要請する。
 - 例) アイドリングストップの徹底、不必要な空吹かしは行わない、整備、点検の徹底

第5章 事後調査の計画

第5章 事後調査の計画

5.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表 5.1 に、事後調査予定地点は図 5.1 に、事後調査予定スケジュールは表 5.2 に示すとおりである。

表 5.1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目の選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	○
自動車交通の発生		○	
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	○
自動車交通の発生		○	
振動	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	○
自動車交通の発生		○	
悪臭	存在・供用	施設の稼働	○
水質	工事	造成等の工事	○
水象	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の使用	○
土壌	工事	造成等の工事	×
動物	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	
植物	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
生態系	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	
景観	存在・供用	造成地・施設の使用	○
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
		存在・供用	造成地の存在
	存在・供用	施設の使用	×
		施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	×
電波障害	存在・供用	施設の使用	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	○
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
		存在・供用	施設の稼働
	存在・供用	自動車交通の発生	○

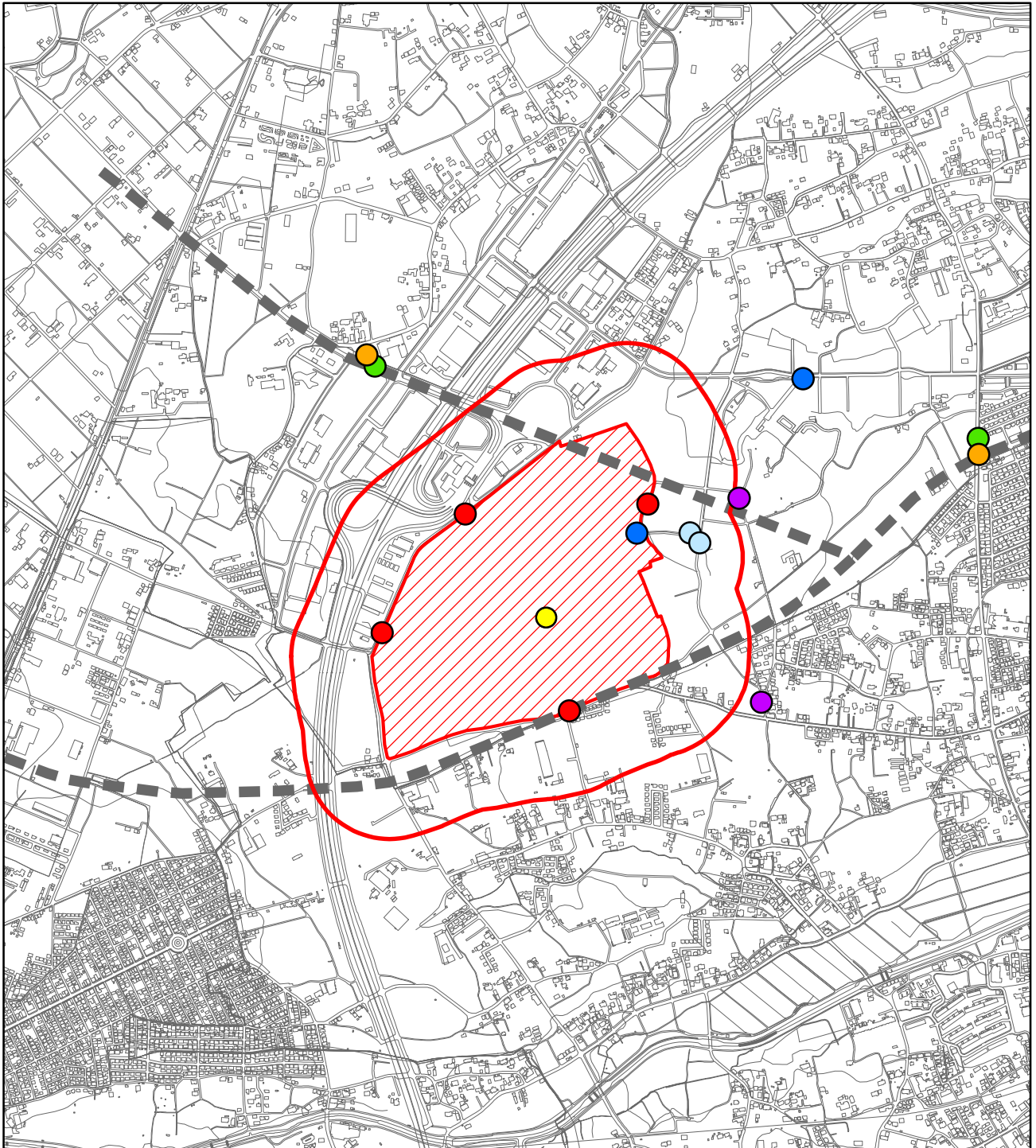


図5-1 事後調査地点図

凡例

大気質

● 大気質調査地点(自動車交通の発生)

騒音・低周波音、振動

● 騒音・低周波音、振動調査地点(施設の稼働)

● 騒音、振動調査地点(自動車交通の発生)

水質、水象

● 水質、水象調査地点

● 湧水量調査地点

動物、植物、生態系

● 動物調査地点(遊水池)

■ 動物、植物、生態系調査範囲

(対象事業実施区域から200mの範囲)

景観

● 景観調査地点

■ 対象事業実施区域

■ 都市計画道路

1:15,000

0 100 200 400 600 m



表 5-2 事後調査工程表

工種	H30年度		H31年度		H32年度		H33年度		H34年度		H35年度		H36年度				
	8	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1		
工事工程	造成工事	準備・防災工															
		樹木伐採工															
		土工事															
		調整池・排水工事															
		道路工事															
		下水道工事															
		雑工事															
		進出企業建築工事															
		大気質	存在・供用														
		騒音・低周波音	存在・供用														
振動	存在・供用																
悪臭	存在・供用																
水質	工事																
水象	存在・供用																
動物	動物	存在・供用															
	水生生物	存在・供用															
植物	植物	存在・供用															
	生息系	存在・供用															
景観	存在・供用																
廃棄物等	存在・供用																
温室効果ガス等	存在・供用																
事後調査書の提出																	

※存在・供用に係る事後調査の調査時期は、平成34年度に進出企業の施設の稼働し始めていることを想定している。

5.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行うこととする。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合は、埼玉県が主体となり改善のための措置等を実施要請していく。

5.3 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である埼玉県が実施する。